

議案第 7 5 号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者は、令和 8 年 3 月 3 1 日任期満了となるので、同人を人権擁護委員の候補者として推薦するものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所 豊明市沓掛町
氏 名 近 藤 厚 子
生年月日

説 明

この案を提出するのは、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求める必要があるからである。

議案第 7 6 号

財産の買入れについて

下記のとおり財産を買い入れるものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日

豊明市長 小 浮 正 典

記

1	名 称	三崎小学校用地
2	所 在 地	豊明市三崎町三崎地内
3	種 目	土地
4	数 量	7, 6 9 1. 8 3 平方メートル
5	買 入 金 額	2 0 3, 1 9 5, 0 0 0 円
6	買 入 先	国 契約担当官 東海財務局長 吉田 昭彦
7	契約の方法	随意契約

説 明

この案を提出するのは、三崎小学校用地として買い入れるため必要があるからである。

議案第 7 7 号

豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、人事院勧告等に伴い必要があるからである。

豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和49年豊明市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「合計額に、」の次に「6月に支給する場合には」を、「100分の172.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の177.5」を加える。

第2条 豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 7 8 号

豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正について
豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例を
別添のように定めるものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、人事院勧告等に伴い必要があるからである。

豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例（昭和49年豊明市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「合計額に、」の次に「6月に支給する場合には」を、「100分の172.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の177.5」を加える。

第2条 豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 7 9 号

豊明市職員の給与に関する条例の一部改正について

豊明市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、人事院勧告等に伴い必要があるからである。

豊明市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 豊明市職員の給与に関する条例（昭和47年豊明市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「4,400円」を「4,700円」に改め、同条第3項中「22,000円」を「23,500円」に改める。

第20条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の125」の次に「、12月に支給する場合には100分の127.5」を加え、同条第3項中「「100分の70」」の次に「と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」」を加える。

第21条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の105」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の50」の次に「、12月に支給する場合には100分の52.5」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年 前再 任用 短 時 間	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		

勤 務 職 員 以 外 の 職 員	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400		
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700		
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900		
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100		
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900		
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700		
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500		
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100		
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700		
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300		
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900		
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600		
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400		
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800		
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500		
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000		
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400		
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800		
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200		
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600		
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900		
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200		
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500		
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800		
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100		
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400		
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700		
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000		
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100			
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400			
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700			
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900			
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200			
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400			
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700			
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900			
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200			
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500			
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800			
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000			
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300			
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600			
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800			
	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000			
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300			
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600			
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800			
	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000			

66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300			
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600			
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800			
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000			
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300			
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600			
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800			
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000			
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300				
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600				
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800				
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000				
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300				
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600				
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800				
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000				
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300				
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600				
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800				
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000				
86	266, 200	305, 800	355, 700						
87	266, 500	306, 100	356, 100						
88	266, 800	306, 400	356, 500						
89	267, 100	306, 700	356, 700						
90	267, 400	307, 000	357, 100						
91	267, 700	307, 300	357, 500						
92	268, 000	307, 600	357, 900						
93	268, 300	307, 800	358, 100						
94		308, 000	358, 400						
95		308, 300	358, 800						
96		308, 700	359, 100						
97		308, 900	359, 400						
98		309, 200	359, 800						
99		309, 500	360, 200						
100		309, 900	360, 600						
101		310, 100	361, 100						
102		310, 400	361, 500						
103		310, 700	361, 900						
104		311, 000	362, 300						
105		311, 200	362, 800						
106		311, 500	363, 200						
107		311, 800	363, 500						
108		312, 100	363, 800						
109		312, 300	364, 200						
110		312, 600							
111		313, 000							
112		313, 300							
113		313, 500							
114		313, 700							

	115		314,000							
	116		314,400							
	117		314,600							
	118		314,800							
	119		315,100							
	120		315,400							
	121		315,700							
	122		315,900							
	123		316,200							
	124		316,500							
	125		316,800							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400
備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。 ただし、第25条に規定する職員を除く。										

行政職給料表（二）

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	198,200	240,400	260,400	291,600	319,000
	2	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300
	3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600
	4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800
	5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700
	6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900
	7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100
	8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200
	9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200
	10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200
	11	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300
	12	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400
	13	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400
	14	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400
	15	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500
	16	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600
	17	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600
	18	224,600	251,300	272,400	300,300	337,700
	19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800
	20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800

21	228, 800	252, 500	274, 200	301, 300	340, 800
22	229, 800	252, 800	274, 800	301, 700	341, 800
23	230, 900	253, 100	275, 400	302, 100	342, 700
24	232, 000	253, 400	276, 200	302, 400	343, 700
25	233, 000	253, 900	277, 000	302, 700	344, 700
26	233, 800	254, 400	277, 700	303, 100	345, 600
27	234, 700	254, 800	278, 200	303, 400	346, 600
28	235, 500	255, 300	278, 900	303, 800	347, 600
29	236, 400	255, 800	279, 700	304, 100	348, 600
30	237, 200	256, 300	280, 400	304, 600	349, 600
31	238, 000	256, 700	281, 100	305, 000	350, 600
32	238, 800	257, 100	281, 700	305, 500	351, 500
33	239, 600	257, 400	282, 400	306, 000	352, 400
34	240, 100	257, 900	283, 100	306, 400	353, 300
35	240, 600	258, 400	283, 800	306, 900	354, 100
36	241, 100	258, 800	284, 400	307, 400	355, 000
37	241, 700	259, 200	285, 000	307, 900	355, 900
38	242, 200	259, 700	285, 700	308, 500	356, 900
39	242, 700	260, 100	286, 300	309, 100	357, 900
40	243, 200	260, 500	286, 800	309, 800	358, 800
41	243, 700	260, 900	287, 200	310, 300	359, 700
42	244, 000	261, 300	287, 700	310, 800	360, 600
43	244, 300	261, 800	288, 100	311, 400	361, 500
44	244, 700	262, 100	288, 500	311, 900	362, 300
45	245, 100	262, 400	289, 000	312, 400	363, 100
46	245, 500	262, 800	289, 500	312, 900	363, 900
47	245, 900	263, 200	290, 000	313, 500	364, 700
48	246, 300	263, 500	290, 300	314, 100	365, 400
49	246, 600	263, 900	290, 700	314, 700	366, 100
50	246, 900	264, 300	291, 100	315, 400	366, 900
51	247, 200	264, 600	291, 500	316, 100	367, 700
52	247, 500	264, 900	292, 000	316, 800	368, 300
53	247, 700	265, 300	292, 300	317, 400	369, 000
54	248, 000	265, 600	292, 700	318, 100	369, 600
55	248, 300	265, 900	293, 200	318, 700	370, 300
56	248, 600	266, 300	293, 700	319, 300	371, 000
57	248, 800	266, 600	294, 100	319, 900	371, 600
58	249, 100	266, 900	294, 700	320, 600	372, 100
59	249, 400	267, 200	295, 200	321, 300	372, 600
60	249, 600	267, 500	295, 800	321, 900	373, 100
61	249, 800	267, 800	296, 400	322, 400	373, 500
62	250, 100	268, 100	296, 900	322, 900	
63	250, 400	268, 400	297, 500	323, 500	
64	250, 600	268, 700	298, 000	324, 100	
65	250, 800	268, 900	298, 500	324, 700	
66	251, 100	269, 200	299, 000	325, 100	
67	251, 400	269, 500	299, 500	325, 500	
68	251, 600	269, 700	300, 000	326, 000	
69	251, 800	269, 900	300, 400	326, 300	
70	252, 100	270, 200	300, 800	326, 800	

71	252, 400	270, 500	301, 200	327, 300
72	252, 600	270, 700	301, 600	327, 700
73	252, 800	270, 900	302, 000	327, 900
74	253, 100	271, 200	302, 300	328, 200
75	253, 400	271, 500	302, 700	328, 400
76	253, 600	271, 700	303, 100	328, 700
77	253, 800	271, 900	303, 500	329, 000
78	254, 100	272, 200	303, 900	329, 300
79	254, 400	272, 500	304, 300	329, 600
80	254, 600	272, 700	304, 700	329, 800
81	254, 800	272, 900	305, 000	330, 000
82	255, 100	273, 200	305, 500	330, 300
83	255, 300	273, 500	305, 900	330, 600
84	255, 600	273, 700	306, 400	330, 800
85	255, 800	273, 900	306, 700	331, 000
86	256, 000	274, 100	307, 200	331, 200
87	256, 300	274, 400	307, 700	331, 500
88	256, 600	274, 700	308, 000	331, 800
89	256, 800	274, 900	308, 400	332, 000
90	257, 100	275, 100	308, 900	332, 300
91	257, 400	275, 400	309, 400	332, 600
92	257, 600	275, 600	309, 900	332, 800
93	257, 800	275, 900	310, 200	333, 000
94	258, 100	276, 200	310, 600	333, 300
95	258, 400	276, 500	311, 000	333, 600
96	258, 600	276, 700	311, 500	333, 800
97	258, 800	276, 900	311, 900	334, 000
98	259, 100	277, 200	312, 300	
99	259, 400	277, 400	312, 600	
100	259, 600	277, 700	312, 900	
101	259, 800	277, 900	313, 200	
102	260, 100	278, 100	313, 600	
103	260, 400	278, 400	313, 900	
104	260, 600	278, 700	314, 300	
105	260, 800	278, 900	314, 600	
106		279, 100	315, 000	
107		279, 400	315, 400	
108		279, 600	315, 600	
109		279, 900	315, 800	
110		280, 200	316, 100	
111		280, 500	316, 400	
112		280, 700	316, 600	
113		280, 900	316, 800	
114		281, 200	317, 100	
115		281, 400	317, 400	
116		281, 600	317, 600	
117		281, 900	317, 800	
118		282, 200	318, 100	
119		282, 500	318, 400	

	120		282,700	318,600		
	121		282,900	318,800		
	122		283,100	319,100		
	123		283,400	319,400		
	124		283,700	319,600		
	125		283,900	319,800		
	126		284,100	320,100		
	127		284,400	320,400		
	128		284,700	320,600		
	129		284,900	320,800		
	130		285,100			
	131		285,400			
	132		285,700			
	133		285,900			
	134		286,100			
	135		286,400			
	136		286,700			
	137		286,900			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円	円	円	円	円
		206,200	217,300	235,900	257,800	290,200
備考 この表は、運転手、清掃手、雇員、用務員、調理員その他の職員で市長が定めるものに適用する。						

第2条 豊明市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

附 則

（施行期日等）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定による改正後の豊明市職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

第 2 条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の豊明市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

第 3 条 前 2 条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

議案第 80 号

令和 7 年度

豊明市一般会計補正予算書（第 5 号）

議案第 8 0 号

令和 7 年度豊明市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 7 年度豊明市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 3 2, 5 8 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 0, 3 2 0, 7 8 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歲入

單位：千元

[illegible]

歲出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		238,469	599	239,068
	1 議会費	238,469	599	239,068
2 総務費		4,359,741	223,436	4,583,177
	1 総務管理費	3,410,447	212,074	3,622,521
	2 徴税費	630,805	7,068	637,873
	3 戸籍住民基本台帳費	178,468	3,824	182,292
	6 監査委員費	24,191	470	24,661
3 民生費		12,778,222	1,900	12,780,122
	1 社会福祉費	6,604,005	1,900	6,605,905
10 教育費		3,682,604	6,652	3,689,256
	1 教育総務費	1,059,909	6,612	1,066,521
	4 社会教育費	344,135	40	344,175
合 計		30,088,195	232,587	30,320,782

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	公共施設管理事業	千円 211,896

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
スマートフォン等の使用に関する実態調査事業	令和8年度	千円 1,777

第4表 地方債補正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校施設改修事業	千円 103,200	証書借入 又は 証券発行	4.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府・県・その他の金融機関については、その融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
起 債 の 目 的	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校施設改修事業	千円 315,000	証書借入 又は 証券発行	4.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府・県・その他の金融機関については、その融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

19 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	300,000	20,787	320,787
計	300,000	20,787	320,787

21 款 市債

1 項 市債

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務債	116,200	211,800	328,000
計	1,818,700	211,800	2,030,500

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 繰越金	20,787	前年度繰越金 20,787 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 学校施設改修事業債	211,800	学校施設改修事業 211,800 増

歳 出

1 款 議会費

1 項 議会費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 議会費	238,469	599	239,068	3. 職員手当等	599
計	238,469	599	239,068		

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
2 議員活動事業	599				599	期末手当 599 増
計	599				599	
	599				599	

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
7. 財産管理費	503,070	211,896	714,966	14. 工事請負費	211,896
11. 市民活動推進費	173,243	178	173,421	7. 報償費	178
計	3,410,447	212,074	3,622,521		

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
4 公共施設管理事業	211,896		211,800		96	中学校屋内運動場等空調設備設置工事費 211,896
計	211,896		211,800		96	
1 市民活動推進事業	178				178	講師謝礼 178
計	178				178	
	212,074		211,800		274	

2 款 総務費

2 項 徴税費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 税務総務費	554,856	7,068	561,924	2. 給料	6,000
				3. 職員手当等	1,068

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 税務人件費	7,068				7,068	一般職給 6,000 増 地域手当 720 増 住居手当 348 増
計	7,068				7,068	

2 款 総務費
2 項 徴税費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
計	630,805	7,068	637,873		

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
	7,068				7,068	

2 款 総務費
3 項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 戸籍住民基本 台帳費	178,468	3,824	182,292	2. 給料	2,500
				3. 職員手当等	1,324
計	178,468	3,824	182,292		

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				一 般 財 源	説 明
		特 定 財 源					
		国県支出金	地方債	その他			
1 戸籍住民人件費	3, 824				3, 824	一般職給 2, 500 増 地域手当 300 増 住居手当 500 管理職手当 524 増	
計	3, 824				3, 824		
	3, 824				3, 824		

2 款 総務費
6 項 監査委員費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 監査委員費	24,191	470	24,661	2. 給料	420
				3. 職員手当等	50
計	24,191	470	24,661		

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 監査人件費	470				470	一般職給 420 増 地域手当 50 増
計	470				470	
	470				470	

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 社会福祉総務 費	936,187	1,900	938,087	27. 繰出金	1,900
計	6,604,005	1,900	6,605,905		

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
5 国民健康保険特別会計繰出事業	1,900				1,900	職員給与費等繰出金 1,900 増
計	1,900				1,900	
	1,900				1,900	

10 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 事務局費	180,534	6,612	187,146	2. 給料	5,000
				3. 職員手当等	1,612
計	1,059,909	6,612	1,066,521		

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 事務局人件費	6,612				6,612	一般職給 5,000 増 地域手当 600 増 通勤手当 373 増 管理職手当 639 増
計	6,612				6,612	
	6,612				6,612	

10 款 教育費

4 項 社会教育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
8. 青少年対策費	3,797	40	3,837	10. 需用費 印刷製本費	40 40
計	344,135	40	344,175		

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 青少年対策 事業	40				40	印刷製本費 40 増
計	40				40	
	40				40	

議案第 8 1 号

令和 7 年度

豊明市国民健康保険特別会計補正予算書（第 1 号）

議案第 8 1 号

令和 7 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度豊明市の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 9 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5, 7 4 7, 8 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歲入

單位：千元

[illegible]

歲出

単位：千円

[illegible]

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

5 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	596,152	1,900	598,052
計	596,152	1,900	598,052

単位：千円

節		説明
区分	金額	
4. 職員給与費等繰入金	1,900	職員給与費等繰入金 1,900 増

歳 出
1 款 総務費
1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 一般管理費	84,611	1,900	86,511	2. 給料	1,500
				4. 共済費	400
計	85,041	1,900	86,941		

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
		特 定 財 源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 国民健康保 険人件費	1,900			1,900		一般職給 1,500 増 退職手当組合負担金 400 増
計	1,900			1,900		
	1,900			1,900		

議案第 8 2 号

第 6 次豊明市総合計画基本構想について
第 6 次豊明市総合計画基本構想を別添のとおり定めるものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、豊明市総合計画条例第 6 条の規定により議会の議決を得る必要があるからである。

第 6 次豊明市総合計画

2026 年度～2031 年度

基本構想

1 将来都市像

本市が目指す将来都市像を、以下のとおり定めます。

「未来へつなぐ みんなでつくる しあわせのまち とよあけ」

・未来へつなぐ

一人ひとりの取り組みによって「今」の豊明市をより良いまちへ発展させながら、自然や歴史などの環境だけでなく、人や地域の想いもそれぞれの世代が次世代に受け継ぎ、持続可能な「未来」を築きます。

・みんなでつくる

「作る」「創る」「造る」など、人によってつくるものに違いはあれど、年齢や性別、障がいの有無、異なる文化及び国籍などを問わず多様な価値観を尊重しあいながら、人と人がつながり、支えあい、まちづくりに関わることで、活気あふれる地域づくりを目指します。

・しあわせのまち

物質的な豊かさだけでなく、精神的な満足感、安心感、人間関係の充実など、誰にでも居場所があり、地域全体が心地よく暮らすことができ、笑顔があふれ、それぞれの「しあわせ」を実感できるまちを目指します。

2 将来人口

全国的に人口減少が進む中、国立社会保障・人口問題研究所によれば本市も2040年には63,000人程度まで減少すると推計されています。これに対し、市外流出人口の抑制と市内に住み続けることができる受け皿を確保することを目的とした土地区画整理事業を実施しており、道路、公園などの都市基盤と居住環境の整備を図るとともに宅地の利用増進を目指しています。さらに、本計画に基づき子育てしやすく、住みやすいまちづくりを積極的に推進することで、2031年時点で68,000人以上を目標とします。

3 土地利用構想

本市は名古屋市に隣接し、伊勢湾岸自動車道、名鉄名古屋本線などの広域交通幹線の要衝となる優れた立地環境にあります。また、桶狭間古戦場などの歴史的な史跡や、勅使池や二村山など水と緑の良好な自然環境にも恵まれています。

人口規模が縮小する時代において、「持続可能な都市」であり続けるため、良好な立地環境を活かして計画的かつ有効な土地利用を図ります。将来の土地利用を「居住ゾーン」「田園居住ゾーン」「産業ゾーン」「農地・緑地ゾーン」「防災・医療ゾーン」の5つに区分し、発展的かつ自然と共存し、防災機能が高く、安全で快適な都市を目指します。

4 市民幸福度

本計画の最終的な成果は、基本計画によって実施されるさまざまな取り組みによって生み出されますが、市民のしあわせを政策の成果として市民が実感できるよう、最上位の指標として「市民幸福度」を設定します。

本市に暮らす市民の幸福度を、10点満点の主観的評価の平均として、2031年度の平均幸福度（全体）6.77点以上を目標として定め、ウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に良好な状態）の向上を目指します。

5 総合計画とSDGsの一体的な推進

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。

SDGsは、「経済・社会・環境」という3つの側面から成り立っています。この三側面は、ウェディングケーキモデルと呼ばれ、三層構造の関係性となっています。「環境」がすべての活動の根底にあり、その基盤に社会経済活動が依存していることから、3つの側面の課題をバランスよく一体的に解決していくことが求められています。

さらに、共通の開発目標として、17のゴール・169のターゲットを定め、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

SDGsの17のゴールは、「貧困をなくそう」から「パートナーシップで目標を達成しよう」まであり、総合計画の目標であるめざすまちの姿とSDGsにおける推進の考え方は、ともに地域課題の解決に資することにつながり、大きく関係しています。そのため、めざすまちの姿実現に向けた各取り組みを整理し、一体的に推進することで持続的な発展につなげます。

6 施策大綱

（1）分野（重点戦略）

まちづくりの視点・課題整理を踏まえ、将来都市像「未来へつなぐ みんなでつくる しあわせのまち とよあけ」を実現するため、4つの分野からまちづくりを推進します。4つの分野については、「第3期豊明市総合戦略」における重点戦略として位置づけ、総合計画と一体的に推進します。また、4つの分野を具体的に進めるための目標を10個設定しました。これを、めざすまちの姿として位置づけます。

①育み・学び

こどもが安全で健やかに成長するために、こどもの視点に立った取り組みを進めるとともに、子育て世代が安心して子どもを産み育てることができるよう、切れ目のない支援体制を整えます。

また、すべての子どもがそれぞれの個性に応じて質の高い学びを受けられる教育環境を整えるとともに、子どもが地域の中で心地よく過ごせる居場所づくりに取り組みます。

- ・めざすまちの姿1

こどもが心豊かに育ち、子育て世代が住み続けられるまち（子育て・子育て）

- ・めざすまちの姿2

多様性を尊重した学びの場が広がり、子どもたちが一人残らず心満たされるまち（学び・体験）

② 支えあい

誰もが安心して医療を受けられるように、デジタル技術を使いながら環境を整えるとともに、介護サービスを必要な時期に、幅広い選択肢から満足して受けることができるような環境を整えます。

また、誰もが自分らしく安心して暮らし続けられるように、人と人がつながり支えあう地域づくりを進めるとともに、支援が必要な人に適切な情報と支援を届けます。

さらに、誰もが心身ともに健康で充実した生活を送れるような取り組みを充実させるとともに、文化やスポーツ活動などを通じて生きがいを持ち、多世代が活躍できる機会をつくります。

- ・めざすまちの姿3

医療や介護の環境が整っており、誰もが安心して暮らせるまち（医療・介護）

- ・めざすまちの姿4

人と人が寄り添い、つながりながら支えあうまち（寄り添い）

- ・めざすまちの姿5

誰もが健康で楽しく活動できるまち（生きがい・はつらつ）

③ 住みやすさ

国籍や立場を超えて多様な主体があらゆる場面でお互いを尊重し、地域で積極的に活動できるような風土や環境をつくるとともに、防災・防犯意識を高めるための取り組みを進めます。

環境保全や気候変動対策など、地球規模の課題に取り組むとともに、ごみの適切処理や減量化を通じて生活環境の向上を図ります。また、誰もが気軽に外出し快適に移動できるように公共交通を充実させます。

公園緑地や道路など都市基盤を計画的に整備するとともに、人口密度に応じた住宅政策や空き家対策を進めます。また、河川やため池の管理を強化し、災害に強く安全なまちづくりを進めます。

- ・めざすまちの姿6
お互いを尊重し、それぞれの個性や強みを活かしてつながりあえる安全安心なまち（安全安心・地域づくり）
- ・めざすまちの姿7
気軽に外出でき、生活しやすいきれいなまち（住環境）
- ・めざすまちの姿8
いつまでも住み続けられる、安全で快適なまち（都市基盤）

④賑わい

地域の歴史や文化財を保存・継承するとともに、地域資源を活用し、地域の魅力を磨き上げ、積極的に伝えていきます。

また、多くの人が市内で働きたいと思えるような職場環境づくりを支援するとともに、市内商工業が発展するための取り組みを進めます。

農業においては、地産地消を推進するとともに、農業者が安心して農産物を生産できる環境を整え、産業全体の活力が高まるように努めます。

- ・めざすまちの姿9
歴史や文化が受け継がれ、地元愛あふれ訪れたくなるまち（まちへの誇り）
- ・めざすまちの姿10
自分らしく働く場所があり、産業が盛んな活気あるまち（産業）

（2）市民や団体など、多様な主体との協働・共創

めざすまちの姿実現に向けて、行政だけではなく多様な主体がそれぞれの分野で役割を担う必要があります。ともに手を取り、相互に補完し、協力しながらまちづくりを進めるものとします。

（3）まちづくりを支える行財政運営

基本構想の推進にあたっては、以下の6つの視点（行政推進項目）から、将来都市像「未来へつなぐ みんなでつくる しあわせのまち とよあけ」の実現に向けて、全庁的に取り組みます。6つの視点については、基本的方向性を「第7次豊明市行政改革大綱」として位置づけ、総合計画と行政改革の連動性を高め、一体的な運用を行うことで必要な改革を推進するものとします。

- | | |
|----------|----------------------|
| 行政推進項目 1 | 市民サービスを向上する |
| 行政推進項目 2 | 情報収集と発信を積極的に行う |
| 行政推進項目 3 | 効果的・効率的な行政運営を行う |
| 行政推進項目 4 | 健全な財政運営を行う |
| 行政推進項目 5 | 働きやすい環境づくりと人材育成を推進する |
| 行政推進項目 6 | 公正な行政運営を保つ |

(4) 進行管理

計画期間中の各施策の進捗状況や課題など、定期的に市民と行政の双方で確認し、評価・検証するなど、市民参画型の進行管理を行います。特に、未来を担う子どもたちの意見を積極的に取り入れ、事業の改善につなげます。

議案第 8 3 号

市道の路線廃止について

道路法第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、市道の路線を下記のとおり廃止するものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

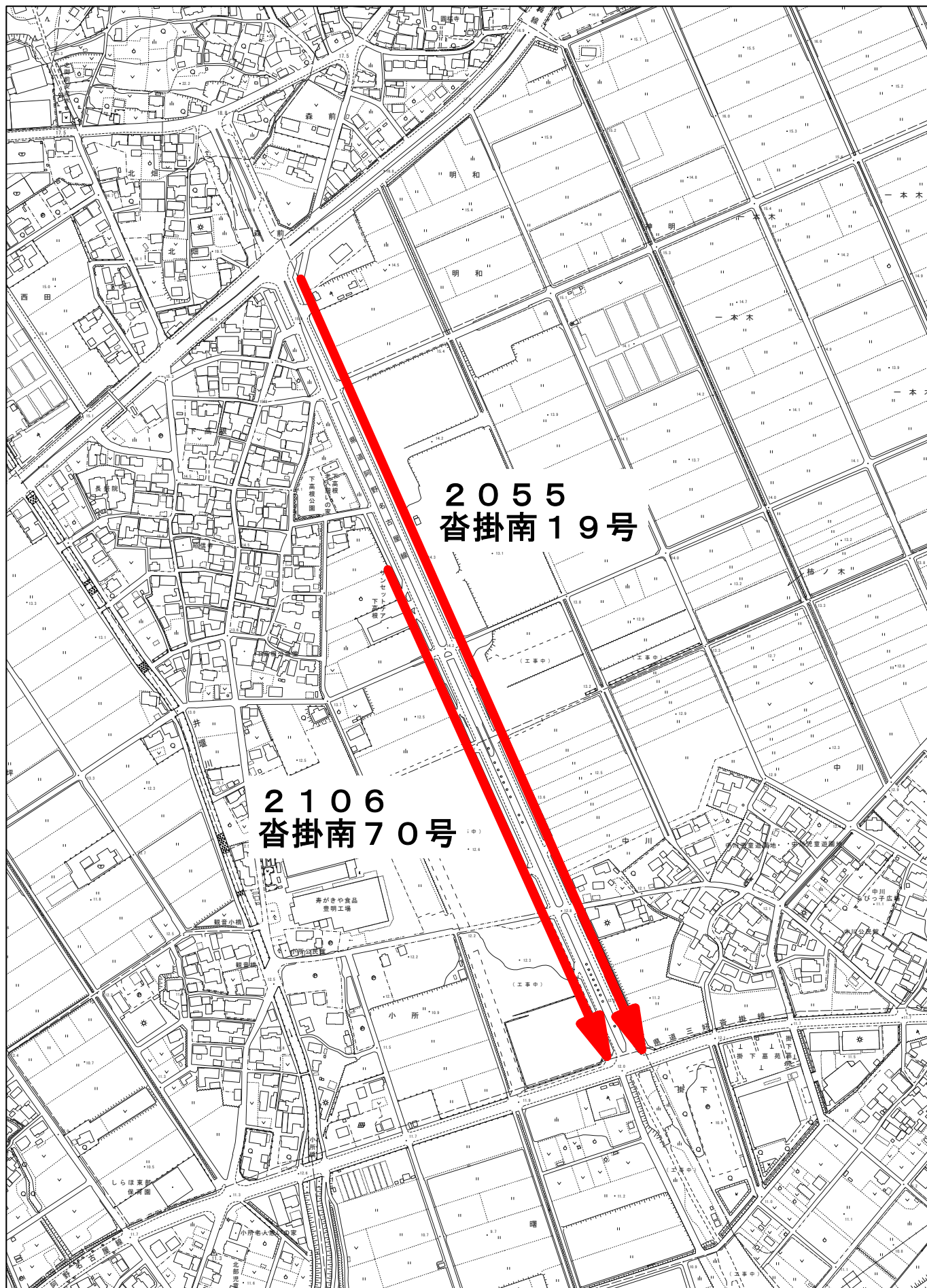
記

路線番号	路線名	起 点 終 点	摘 要
2 0 5 5	沓掛南 1 9 号	豊明市沓掛町下高根 3 6 7 番地先 豊明市沓掛町中川 1 7 1 番地の 1 地先	附図 1
2 1 0 2	沓掛南 6 6 号	豊明市沓掛町泉 1 6 7 番地先 豊明市沓掛町掛下 1 9 番地先	附図 2
2 1 0 6	沓掛南 7 0 号	豊明市沓掛町下高根 3 2 5 番地先 豊明市沓掛町小所 2 5 2 番 1 地先	附図 1
2 1 0 8	沓掛南 7 2 号	豊明市沓掛町下山 2 9 番地先 豊明市沓掛町掛下 1 2 1 番地先	附図 3
2 1 0 9	沓掛南 7 3 号	豊明市沓掛町下山 2 1 8 番地先 豊明市沓掛町掛下 2 2 2 番地先	附図 3

説 明

この案を提出するのは、主要地方道名古屋岡崎線の整備により市道を廃止する必要があるからである。

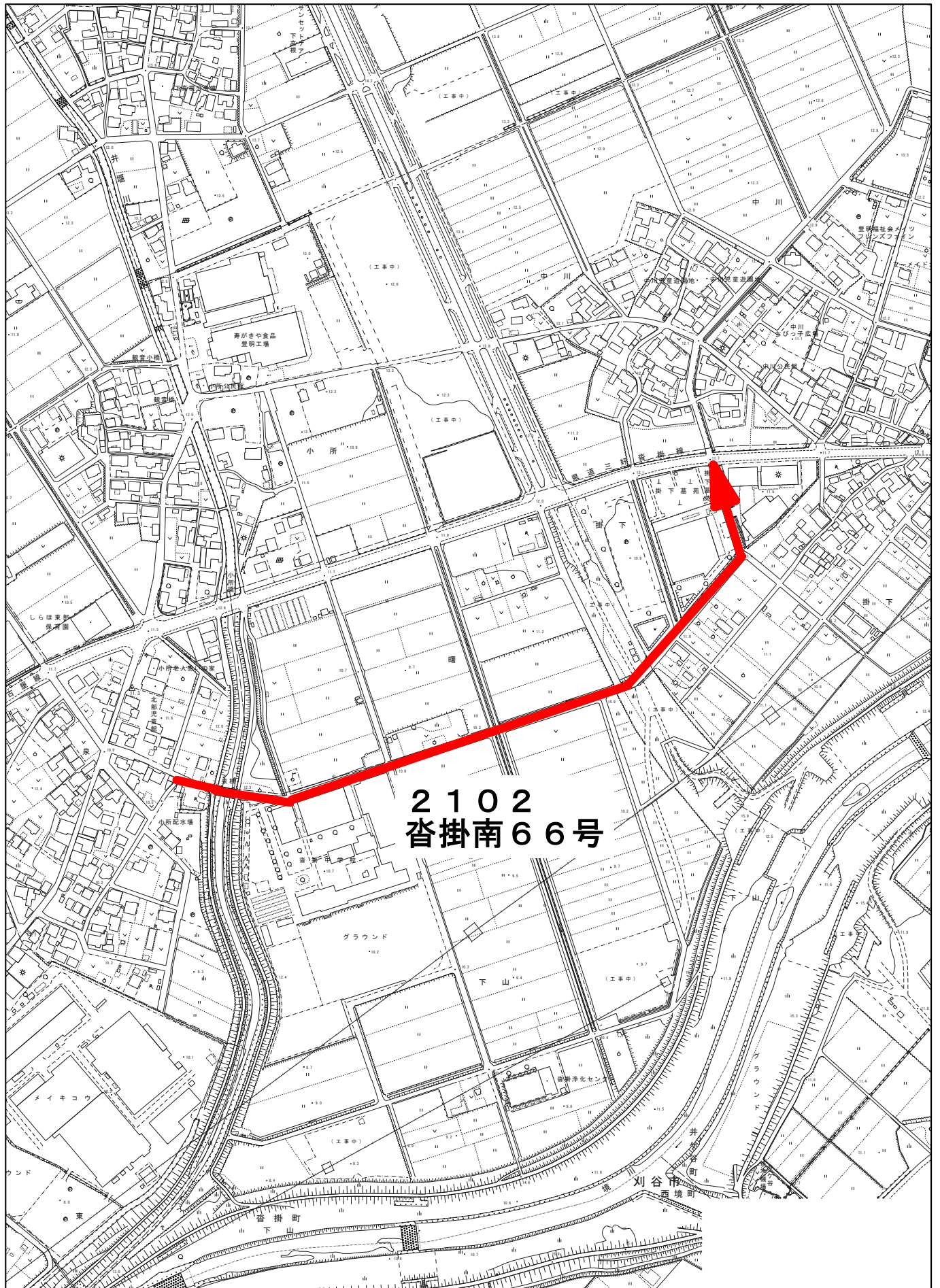
附 図 1



1/5,000

0m 100m 200m 300m 400m

附 図 2

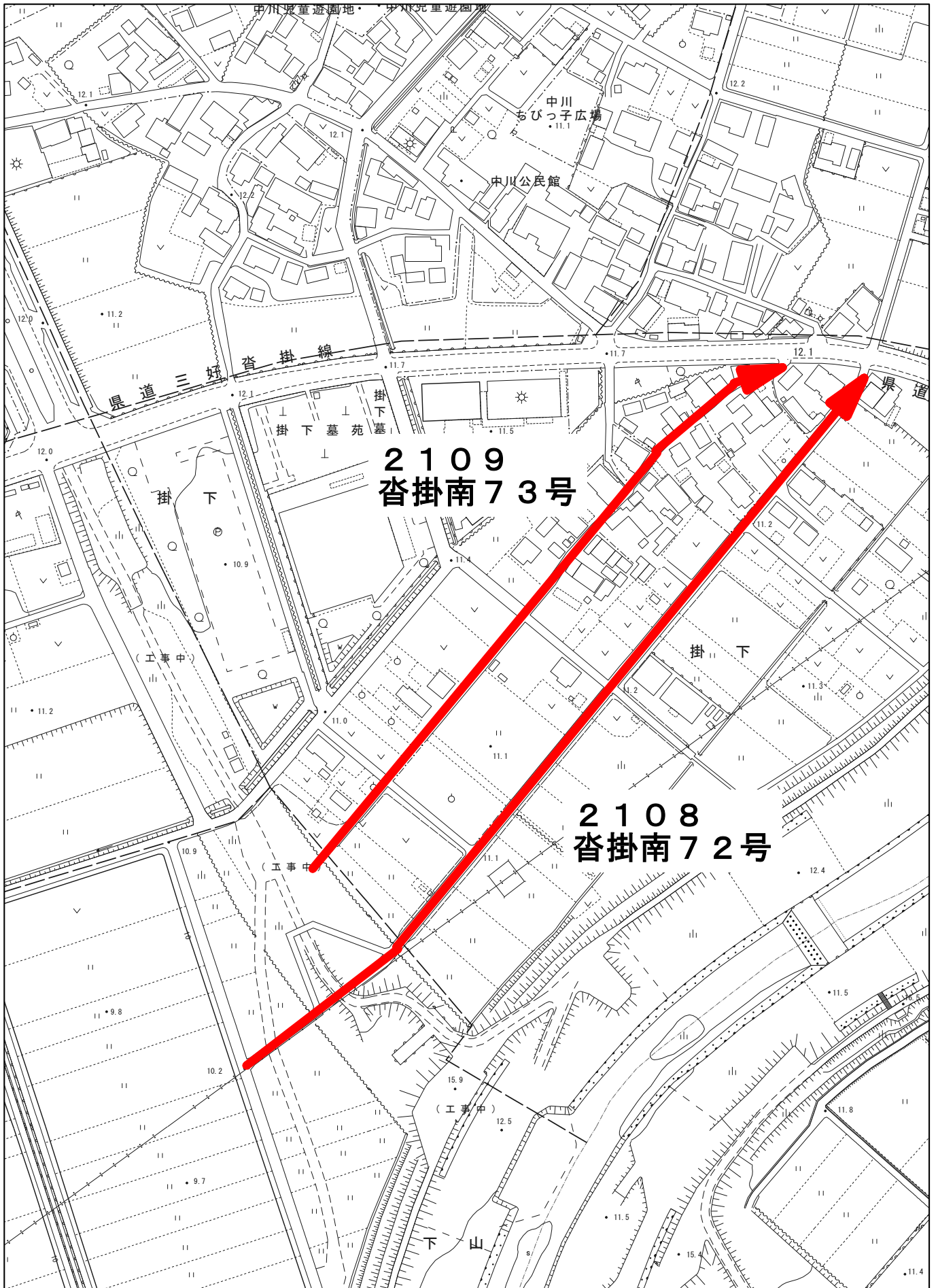


2102
 沓掛南66号

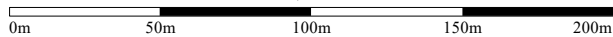
1/5,000

0m 100m 200m 300m 400m

附 図 3



1/2,500



議案第 8 4 号

市道の路線認定について

道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、市道の路線を下記のとおり認定するものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

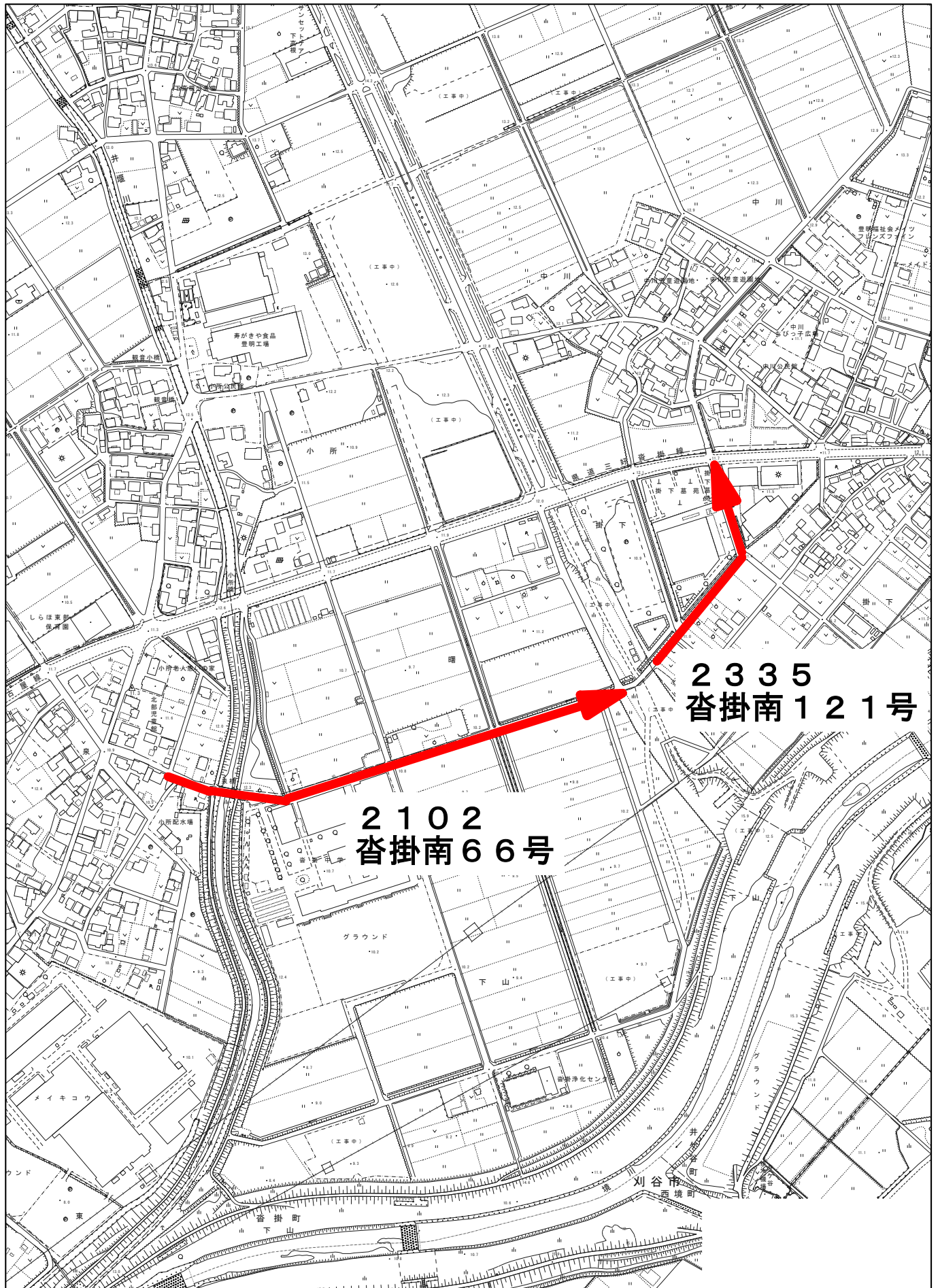
記

路線番号	路線名	起 点 終 点	摘 要
2 1 0 2	沓掛南 6 6 号	豊明市沓掛町泉 1 6 7 番地先 豊明市沓掛町下山 2 3 5 番 2 地先	附図 1
2 1 0 8	沓掛南 7 2 号	豊明市沓掛町掛下 5 0 番 2 地先 豊明市沓掛町掛下 1 2 1 番 1 地先	附図 2
2 1 0 9	沓掛南 7 3 号	豊明市沓掛町掛下 5 5 番 2 地先 豊明市沓掛町掛下 2 4 番 2 地先	附図 2
2 3 3 5	沓掛南 1 2 1 号	豊明市沓掛町掛下 5 5 番 1 地先 豊明市沓掛町掛下 1 9 番地先	附図 1
2 3 3 6	沓掛南 1 2 2 号	豊明市沓掛町下山 3 0 番地先 豊明市沓掛町下山 3 1 番 1 地先	附図 2

説 明

この案を提出するのは、市道として管理するために、新たに市道認定する必要があるからである。

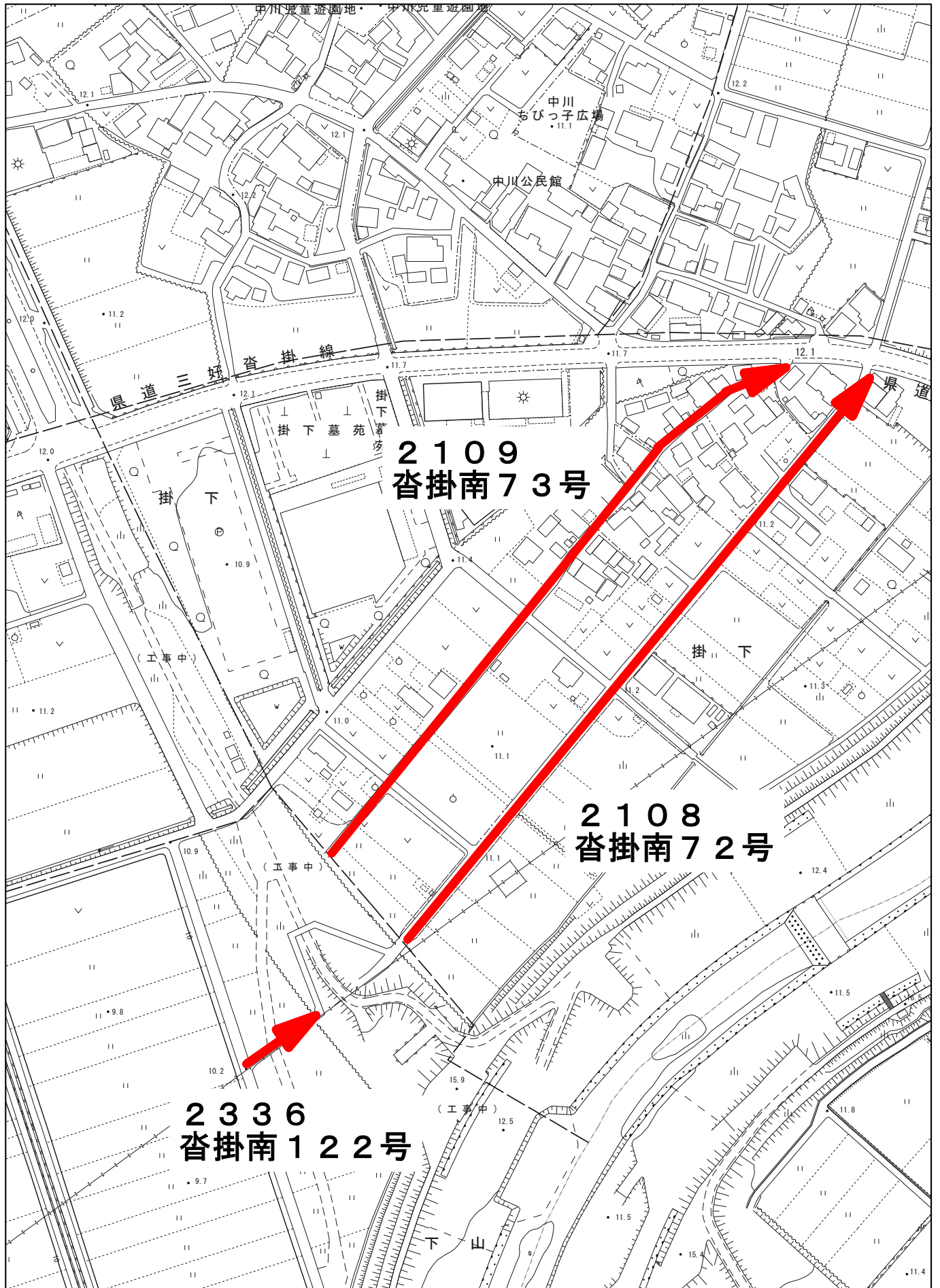
附 図 1



1/5,000

0m 100m 200m 300m 400m

附 図 2



1/2,500

0m 50m 100m 150m 200m

議案第 8 5 号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別添のよ
うに定めるものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、人事院勧告等に伴い必要があるからである。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年豊明市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「392,000」を「405,000」に、「440,000」を「455,000」に、「492,000」を「508,000」に、「555,000」を「574,000」に、「634,000」を「655,000」に、「740,000」を「765,000」に、「864,000」を「893,000」に改める。

第9条第2項中「「100分の95」」を「「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」」に改め、「「100分の87.5」」を「「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」」に改める。

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「「100分の125」とあるのは「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」」を「「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」」に改め、「「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」」を「「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次条において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定に

よる改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

第3条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

議案第 8 6 号

豊明市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部改正について

豊明市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、豊明市職員の給与に関する条例の一部改正等に伴い
必要があるからである。

豊明市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

豊明市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年豊明市条例第４２号）の一部を次のように改正する。

別表１の表から３の表までを次のように改める。

１ 行政職報酬表（一）

号給	報酬月額
	円
１	１９５，８００
２	１９６，９００
３	１９８，１００
４	１９９，２００
５	２００，３００
６	２０２，０００
７	２０３，６００
８	２０５，２００
９	２０６，７００
１０	２０８，４００
１１	２１０，０００
１２	２１１，６００
１３	２１３，１００
１４	２１４，８００
１５	２１６，５００
１６	２１８，２００
１７	２１９，４００
１８	２２１，０００
１９	２２２，６００
２０	２２４，１００

2 1	2 2 5, 6 0 0
2 2	2 2 7, 2 0 0
2 3	2 2 8, 8 0 0
2 4	2 3 0, 4 0 0
2 5	2 3 2, 0 0 0
2 6	2 3 3, 7 0 0
2 7	2 3 5, 0 0 0
2 8	2 3 6, 3 0 0
2 9	2 3 7, 6 0 0
3 0	2 3 8, 7 0 0
3 1	2 3 9, 8 0 0
3 2	2 4 0, 9 0 0
3 3	2 4 2, 0 0 0
3 4	2 4 2, 9 0 0
3 5	2 4 3, 8 0 0
3 6	2 4 4, 8 0 0
3 7	2 4 5, 8 0 0
3 8	2 4 6, 7 0 0
3 9	2 4 7, 6 0 0
4 0	2 4 8, 4 0 0
4 1	2 4 9, 2 0 0
4 2	2 4 9, 9 0 0
4 3	2 5 0, 5 0 0
4 4	2 5 1, 1 0 0
4 5	2 5 1, 8 0 0
4 6	2 5 2, 4 0 0
4 7	2 5 3, 0 0 0
4 8	2 5 3, 6 0 0
4 9	2 5 4, 1 0 0

5 0	2 5 4, 7 0 0
5 1	2 5 5, 3 0 0
5 2	2 5 5, 8 0 0
5 3	2 5 6, 2 0 0
5 4	2 5 6, 6 0 0
5 5	2 5 6, 9 0 0
5 6	2 5 7, 2 0 0
5 7	2 5 7, 5 0 0
5 8	2 5 7, 8 0 0
5 9	2 5 8, 1 0 0
6 0	2 5 8, 4 0 0
6 1	2 5 8, 7 0 0
6 2	2 5 9, 0 0 0
6 3	2 5 9, 3 0 0
6 4	2 5 9, 6 0 0
6 5	2 5 9, 9 0 0

備考 この表は、他の報酬表の適用を受けないすべての職員に適用する。

2 行政職報酬表（二）

号給	報酬月額
	円
1	1 9 8, 2 0 0
2	1 9 9, 9 0 0
3	2 0 1, 6 0 0
4	2 0 3, 3 0 0
5	2 0 5, 0 0 0
6	2 0 6, 7 0 0
7	2 0 8, 3 0 0
8	2 0 9, 9 0 0
9	2 1 1, 5 0 0

1 0	2 1 3, 0 0 0
1 1	2 1 4, 5 0 0
1 2	2 1 5, 9 0 0
1 3	2 1 7, 3 0 0
1 4	2 1 8, 8 0 0
1 5	2 2 0, 3 0 0
1 6	2 2 1, 8 0 0
1 7	2 2 3, 2 0 0
1 8	2 2 4, 6 0 0
1 9	2 2 6, 0 0 0
2 0	2 2 7, 4 0 0
2 1	2 2 8, 8 0 0
2 2	2 2 9, 8 0 0
2 3	2 3 0, 9 0 0
2 4	2 3 2, 0 0 0
2 5	2 3 3, 0 0 0
2 6	2 3 3, 8 0 0
2 7	2 3 4, 7 0 0
2 8	2 3 5, 5 0 0
2 9	2 3 6, 4 0 0
3 0	2 3 7, 2 0 0
3 1	2 3 8, 0 0 0
3 2	2 3 8, 8 0 0
3 3	2 3 9, 6 0 0
3 4	2 4 0, 1 0 0
3 5	2 4 0, 6 0 0
3 6	2 4 1, 1 0 0
3 7	2 4 1, 7 0 0
3 8	2 4 2, 2 0 0

3 9	2 4 2, 7 0 0
4 0	2 4 3, 2 0 0
4 1	2 4 3, 7 0 0
4 2	2 4 4, 0 0 0
4 3	2 4 4, 3 0 0
4 4	2 4 4, 7 0 0
4 5	2 4 5, 1 0 0
4 6	2 4 5, 5 0 0
4 7	2 4 5, 9 0 0
4 8	2 4 6, 3 0 0
4 9	2 4 6, 6 0 0
5 0	2 4 6, 9 0 0
5 1	2 4 7, 2 0 0
5 2	2 4 7, 5 0 0
5 3	2 4 7, 7 0 0
5 4	2 4 8, 0 0 0
5 5	2 4 8, 3 0 0
5 6	2 4 8, 6 0 0
5 7	2 4 8, 8 0 0
5 8	2 4 9, 1 0 0
5 9	2 4 9, 4 0 0
6 0	2 4 9, 6 0 0
6 1	2 4 9, 8 0 0

備考 この表は、運転手、調理員、清掃手、用務員その他の職員で市長が規則で定めるものに適用する。

3 教育職報酬表

号給	報酬月額
	円
1	2 3 9, 5 0 0

2	2 4 2, 0 0 0
3	2 4 4, 5 0 0
4	2 4 7, 0 0 0
5	2 4 9, 5 0 0
6	2 5 1, 9 0 0
7	2 5 4, 4 0 0
8	2 5 6, 9 0 0
9	2 5 9, 4 0 0
1 0	2 6 1, 0 0 0
1 1	2 6 2, 7 0 0
1 2	2 6 4, 3 0 0
1 3	2 6 6, 0 0 0
1 4	2 6 7, 4 0 0
1 5	2 6 8, 8 0 0
1 6	2 7 0, 3 0 0
1 7	2 7 1, 7 0 0
1 8	2 7 2, 9 0 0
1 9	2 7 4, 1 0 0
2 0	2 7 5, 4 0 0
2 1	2 7 6, 7 0 0
2 2	2 7 7, 8 0 0
2 3	2 7 9, 0 0 0
2 4	2 8 0, 2 0 0
2 5	2 8 1, 5 0 0
2 6	2 8 3, 3 0 0
2 7	2 8 5, 0 0 0
2 8	2 8 6, 7 0 0
2 9	2 8 8, 5 0 0
3 0	2 9 0, 5 0 0

3 1	2 9 2, 8 0 0
3 2	2 9 5, 0 0 0
3 3	2 9 7, 3 0 0
3 4	2 9 9, 5 0 0
3 5	3 0 1, 8 0 0

備考 この表は、豊明市立小・中学校に勤務する教員補助員及びこれらに準ずる業務に従事する職員で市長が規則で定めるものに適用する。

別表4の表中「3 0 2, 0 0 0」を「3 1 2, 0 0 0」に、別表5の表中「3 9 4, 0 0 0」を「4 0 7, 0 0 0」に、別表6の表中「4 4 0, 0 0 0」を「4 5 5, 0 0 0」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の豊明市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。）の規定を適用する場合には、改正前の豊明市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

議案第 8 7 号

豊明市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正
について

豊明市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、健康医療福祉拠点の実現のため、地区計画区域内における建築物及びその敷地に制限を定めるために必要があるからである。

豊明市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

豊明市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成１５年豊明市条例第１号）の一部を次のように改正する。

別表第１前後駅南地区整備計画区域の項中「都市計画法」の次に「（昭和４３年法律第１００号）」を加え、同表に次のように加える。

健康医療福祉拠点地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示された名古屋都市計画健康医療福祉拠点地区計画の地区整備計画が定められた区域
------------------	---

別表第２を次のように改める。

別表第２（第３条～第１０条関係）

名称	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)	(ケ)	(コ)
	計画地区の区分	建築物の用途の制限	容積率の最高限度	建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度（㎡）	壁面の位置の制限	建築物の高さの最高限度（ｍ）	建築物の形態又は意匠の制限	建築物の緑化率の最低限度	垣又はさくの構造の制限
前後駅南地区	A地区	次に掲げる建築物は、建築しては	—	—	130。	—	—	—	—	—

[illegible]

		グ場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びバレーボール練習場 (3) ホテル又は旅館 (4) 自動車教習場 (5) 床面積の合計が15m²を超える畜舎								
	C地区	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 店舗若しくは事務所が2階以上の部分にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が300m²を超えるもの								
中島地区整備計画区域	全域	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものの	—	—	130	—	—	—	—	—

		うち建築基準法 施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）第 1 3 0 条の 5 の 3 で定 めるもので、そ の用途に供する 部分の床面積の 合計が 5 0 0 m ² 以上のもの又 は 3 階以上の部 分をその用途に 供するもの (2) ボーリン グ場、スケート 場、水泳場、ス キー場、ゴルフ 練習場及びバッ ティング練習場 (3) ホテル又 は旅館 (4) 自動車教 習場 (5) 床面積の 合計が 1 5 m ² を超える畜舎 (6) 法別表第 2（ほ）項に掲 げる建築物								
新左	A 地	次に掲げる建築	—	—	1 , 0	道路	2 0	—	—	敷地

山工区 業団 地地 区整 備計 画区 域		物以外の建築物 は、建築してはな らない。 (1) 倉庫 (2) 工場（法 別表第2（る） 項第1号で定め るものを除く。） (3) 前2号の 建築物に附属 し、用途上不可 分のもの（法別 表第2（る）項 第2号で定める ものを除く。）		0 0	からの 後退距 離にあ っては 2 m、そ の他の 境界線 （隣地 が当該 地区整 備計画 区域内 である 場合の 敷地境 界線か らの後 退距離 は緩衝 緑地と して1 m）から の後退 距離に あって は5 m			境界線 から2 m未満 の距離 に存す る垣又 はさく は、生 垣又は フェン スその 他の透 視性の ある鉄 さく等 （基礎 を有す る場合 にあっ ては、 基礎の 高さ （敷地 地盤面 からの 高さを いう。） が0.6 m以 下のも
	B 地 区	次に掲げる建築 物以外の建築物 は、建築してはな らない。 (1) 工場（法 別表第2（る） 項第1号で定め るものを除く。） (2) 前号の建 築物に附属し、 用途上不可分の もの（法別表第 2（る）項第2 号で定めるもの を除く。）						

										のに限 る。)と しなけ ればな らない。
勅使 台地 区整 備計 画区 域	一戸 建専 用住 宅地 区	次に掲げる建築 物以外の建築物 は、建築してはな らない。ただし、 公園その他これに 類するものにおい て公共の用に供さ れる建築物は除 く。 (1) 一戸建専 用住宅 (2) 前号に附 属する物置又は 自動車車庫	1 0 ／ 1 0	—	2 0 0	1 m。た だし、住 宅部分 と別棟 とした 附属建 築物で、 軒の高 さが2. 3 m以 下で、か つ、その 面積が 1 0 m ²	(1) 建 築 物 の 高 さ に あ っ て は 1 0 m	—	—	垣又 はさく は、生 垣ある いはフ ェン ス、鉄 さく等 とし、 ブロッ ク塀等 に類す るもの は設置 しては ならな い。た だし、 フェン ス等の 基礎で あるブ ロック その他
	一戸 建兼 用住 宅地 区	次に掲げる建築 物以外の建築物 は、建築してはな らない。 (1) 一戸建専 用住宅 (2) 一戸建店 舗（建築基準法 施行令第130 条の5の2で定	1 5 ／ 1 0			以下の もの及 び自動 車車庫 はこの 限りで ない。	(2) 建 築 物 の 軒 の 高 さ			

		める用途に供するものに限る。) 兼用住宅 (3) 前2号に 附属する物置又は自動車車庫						に あ っ て は 7 m (3) 建 築 物 の 各 部 分 の 高 さ に あ っ て は、 当 該 部 分 か ら 前		これに 類する もので 高さが 0.6 m以下 のもの、 又は片 袖の長 さが2. 1mま での門 柱及び その内 壁にあ っては この限 りでな い。
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離

						に 1. 2 5 を 乗 じ て 得 た も の に 5 m を 加 え た も の				
	店舗 用地 区	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 物品販売業を営む店舗 (2) 飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適正	—		3 0 0	1 m。ただし、附属建築物で、軒の高さが2.3 m以下で、かつ、その	(1) 建築物の高さにあ			

化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する営業の用に供するものを除く。） （3） 前 2 号の附属建築物 （4） 第 1 号又は第 2 号の建築物で住宅の用途を兼ねるもの（延べ床面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供するものを除く。）	面積が 20 m² 以下のもの及び自動車車庫はこの限りでない。	つては 10 m（2）建築物の各部分の高さにあつては、当該部分から前面
---	---	--

道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に

							1 . 2 5 を乗じて得たものに 5 m を加えたもの			
ゆた か台 中地 区整 備計 画区 域	A 地 区 B 地 区	—	1 5 ／ 1 0 —	—	—	隣地 境界線 からの 後退距 離にあ っては 0 . 5 m、道路 (幅員 が 1 6	2 0	—	—	垣又 はさく は、生 垣ある いはフ ェン ス、鉄 さく等 とし、 ブロッ

				m以上 のもの は除 く。) 境 界線か らの後 退距離 にあつ ては1 mとす る。ただ し、附属 建築物 である 自動車 車庫は この限 りでな い。				ク塀等 に類す るもの は設置 しては ならな い。た だし、 フェン ス等の 基礎で あるブ ロック その他 これに 類する もので 高さが 0. 6 m以下 のもの、 又は片 袖の長 さが2. 1 mま での門 柱及び その内 壁にあ
--	--	--	--	---	--	--	--	---

										っては この限 りでな い。
榎山 地区 整備 計画 区域	全域	次に掲げる建築 物以外の建築物 は、建築してはな らない。 (1) 一戸建住 宅 (2) 一戸建兼 用住宅で、延べ 床面積の2分の 1以上を居住の 用に供し、かつ、 学習塾、華道教 室、茶道教室、 囲碁教室その他 これらに類する 用途を兼ねるも の(これらの用 途に供する部分 の床面積の合計 が50m ² を超 えるものを除 く。) (3) 集会所 (4) 前3号の 建築物に附属す るもの	10 ／1 0	—	20 0	(1) 道路 境界 線か らの 後退 距離 は1 m以 上と する。 ただ し、道 路隅 切り 部に つい ては、 それ ぞれ の道 路境 界を 延長 した 線を	(1) 建 築 物 の 軒 の 高 さ は 7 m を 超 え て は な ら な い。 (2) 建 築 物 の	—	—	(1) 垣又 はさ くの 構造 は、 生垣 又は フェ ンス と し、 ブロ ック 塀等 に類 する もの は設 置し ては なら ない。 ただ し、

						みなし境界線とする。 (2) 隣地境界線からの後退距離は0.75m以上とする。 (3) 次の建築物等は前2号を適用しない。 ア 外壁又	高さは10mを超えてはならない。 (3) 建築物の各部分の高さは、当該部			片袖の長さが2m以下であり、かつ、高さが1.5m以下の門柱にあつてはこの限りでない。 (公共施設は除く。) (2) フェンス
--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--

を設置するときは、敷地の地盤面からの高さを1.2 m以下とし、かつ、基礎の高さを0.6 m以下とし、通風性があるもの

分から隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じたものはこれに代わる柱の中心線の長さが3 m以下の部分
イ 自動車車庫で

						軒の高さが3 m以下のもの ウ 玄関ポーチ エ 幅2.5 m以下の出窓	に5 mを加えたものを超えてはならない。			とする。 (公共施設は除く。)
阿野 平地	全域	次に掲げる建築物は、建築しては	—	—	1 5 0	(1) 道路	—	—	—	(1) 道路

地区 整備 計画 区域	ならない。 (1) 法別表第 2 (は) 項に掲 げる建築物以外 の建築物 (2) 神社、寺 院、教会その他 これらに類する もの (3) 公衆浴場				境界 線か らの 後退 距離 は1 m以 上と する。 (2) 隣地 境界 線か らの 後退 距離 は0. 5 m 以上 とす る。 (3) 次の 建築 物又 は建 築物 の部 分につい			境界 線か ら1 m未 満の 距離 に設 置す る垣 又は さく の構 造は、 生垣 ある いは 通風 性の ある フェ ンス、 鉄さ く等 とし、 ブロ ック 塀等
----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

これらに類するものは設置してはならない。ただし、フェンス等の基礎でブロック等これに類するものの高さが0.6m以下のもの、

では前2号を適用しない。ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3

又は片袖の長さが2.1m以下の門柱にあつてはこの限りでない。

m以下の部分イ 物置、車庫その他これらに類する用途に供し、軒の高さ

が 3 m 以下で、かつ、後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が

						1 0 m ² 以 下 の 建 築 物				
荒井 地区 整備 計画 区域	全域	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (2) カラオケボックスその他これに類するもの (3) 畜舎 (4) 倉庫でその用途に供する部分の床面積の合計が3,000m ² を超えるもの	—	—	—	—	—	—	—	—

柿ノ 木工 業団 地地 区整 備計 画区 域	A地	次に掲げる建築	1 5	6 /	2, 0	後退	—	—	—	垣又は
	区	物以外の建築物	/ 1							
	B地	は、建築してはな	0							
	区	らない。								
区整 備計 画区 域	C地	(1) 製造業(日		1 0	0 0	次の各	1 5	—	—	は、生
	区	本標準産業分類								
	D地	に掲げる大分類	2 0							
	区	E—製造業に属	/ 1							
		するものに限	0			る。た				垣又は
		る。)を営む工				だし、守				透視性
		場、当該工場に				衛所、自				のある
		関連する研究開				転車置				フェン
		発施設又は産学				場その				ス等
		連携を活かした				他これ				(基礎
		健康長寿分野に				らに類				を有す
		関する研究開発				する用				る場合
		施設。ただし、				途に供				にあっ
		次に掲げるもの				し、軒の				ては、
		を除く。				高さが				敷地地
		ア 法別表第2				3 m以				盤面か
		(ぬ)項第3号				下で、か				らの高
		8の3、13及				つ、後退				さが
		び13の2に				距離の				0. 6
		掲げるもの				限度に				mまで
		イ 法別表第2				満たな				の基礎
		(る)項第1号				い部分				に限
		及び第2号に				の床面				る。)と
		掲げるもの				積が1				しな
		ウ 産業廃棄物				5 m ² 以				ければ
		(廃棄物の処				下であ				ならな
						る建築				い。
						物等を				

理及び清掃に
関する法律(昭
和45年法律
第137号)第
2条第4項に
規定するもの
をいう。)の収
集、運搬又は処
分の用に供す
るもの
(2) 前号に掲
げる建築物に附
属するもの

除く。
(1)
道路
1号、
3号、
4号、
6号
に接
する
道路
の境
界線
にお
いて
は、2
m以
上と
する。
(2)
緑地
1号、
2号、
3号、
6号、
7号、
8号
に接
する
道路
又は

地区
計画
区域
の境
界線
にお
いて
は、1
5 m
以上
とす
る。

(3)
緑地
4号
に接
する
地区
計画
区域
の境
界線
にお
いて
は、地
区整
備計
画の
計画
図に

示す
緑地
4号
の幅
員以
上と
する。

(4)

緑地
5号
に接
する
地区
計画
区域
の境
界線
にお
いて
は、地
区整
備計
画の
計画
図に
示す
緑地
5号
の幅
員以

上と
する。

(5)
調整
池1
号の
境界
線の
西側
にお
いて
は、1
7 m
以上
とす
る。

(6)
調整
池2
号の
境界
線に
おい
ては、
5 m
以上
とす
る。

(7)
その

						他の 道路 又は 水路 の境 界線 にお いて は、5 m以 上と する。				
寺池 地区 整備 計画 区域	A地 区	—	—	—	1 6 0	道路 境界線 からの 建築物 の外壁 又はこ れに代 わる柱 の面ま での距 離を1 m以上 とする。 ただし、 以下に ついて はこの 限りで	—	—	—	垣又 はさく は、生 垣ある いはフ ェン ス、鉄 さく等 とし、 ブロッ ク塀等 に類す るもの は設置 しては ならな い。た だし、
	B地 区	次に掲げる建築 物は、建築しては ならない。 (1) マージャ ン屋、ぱちんこ 屋、射的場、勝 馬投票券発売 所、場外車券売 場その他これら に類するもの (2) カラオケ ボックスその他 これに類するも の (3) 畜舎 (4) 倉庫でそ								

		の用途に供する部分の床面積の合計が3,000 m²を超えるもの			ない。 ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3 m以下の建築物又は建築物の部分 イ 物置、車庫その他これらに類する用途に			フェンスの基礎であるブロックその他これに類するもので高さが0.6 m以下のもの、又は片袖の長さが2.1 mまでの門柱及びその内壁にあってはこの限りでない。
--	--	---	--	--	---	--	--	--

						供し、 軒の 高さ が3 m以 下で、 かつ、 後退 距離 の限 度に 満た ない 部分 の床 面積 の合 計が 10 m ² 以 内の 建築 物				
間米 南部 地区 整備 計画 区域	A地 区	—	—	—	16 0	道路 境界線 からの 建築物 の外壁 又はこ れに代	—	—	—	垣又 はさく は、生 垣ある いはフ ェン ス、鉄
	B地 区	次に掲げる建築 物は、建築しては ならない。 (1) ボーリン グ場、スケート								

	場、水泳場、バ ッティング練習 場その他これら に類するもの (2) ホテル又は旅館 (3) 集荷場等 (4) 自動車教習所 (5) 畜舎 (6) 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので作業場の床面積の合計が50m²以内であり、かつ、原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものを除く。） (7) 自動車修理工場 (8) 危険物の処理・貯蔵施設		わる柱の面までの距離を1m以上とする。ただし、以下についてはこの限りでない。 ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下の建築物又は建築物		さく等とし、ブロック塀等に類するものは設置してはならない。ただし、フェンスの基礎であるブロックその他これに類するもので高さが0.6m以下のもの、又は片袖の長さが2.1mまでの門
--	--	--	--	--	---

						の部分 イ 物 置、車 庫そ の他 これ らに 類す る用 途に 供し、 軒の 高さ が3 m以 下で、 かつ、 後退 距離 の限 度に 満た ない 部分 の床 面積 の合 計が 10	柱及び その内 壁にあ っては この限 りでな い。
--	--	--	--	--	--	--	--

						m ² 以 内の 建築 物				
	C 地 区	—				—				—
健康 医療 福祉 拠点 地区 整備 計画 区域	防災 拠点 地区	次に掲げる建築 物以外の建築物 は、建築してはな らない。 (1) 事務所 (2) 学校、図 書館その他これ らに類するもの (3) 倉庫（倉 庫業を営む倉庫 を除く。） (4) 回転翼航 空機の格納庫 (5) 工場（回 転翼航空機の修 理工場に限る。） (6) 自動車車 庫又は自転車駐 車場 (7) 危険物の 貯蔵又は処理に 供するもの (8) 蓄電所（自 家用に限る。）	—	—	5 0 0	—	—	—	1 0 0 分の 3 . 0	—

	(7) 集会場								
	(8) ホテル又は旅館（前各号の施設利用に供する者が利用することを主たる目的とするもので、当該用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以下のものに限る。）								
	(9) 飲食店又は物品販売業を営む店舗（当該用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以下のものに限る。）								
	(10) 自動車車庫又は自転車駐車場								
	(11) 自動車修理工場（病院緊急車両に関するものに限る。）								
	(12) 前各号に附属する施設								

	居住 地区	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 法別表第2 (い) 項第2号に掲げるもの (3) 共同住宅、寄宿舍又は下宿 (4) 集会所 (5) 前各号に附属する施設			1 6 0		1 0			
--	----------	---	--	--	----------	--	-----	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 8 号

豊明市消防団条例の一部改正について

豊明市消防団条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、豊明市消防団に機能別団員制度を創設するため必要があるからである。

豊明市消防団条例の一部を改正する条例

豊明市消防団条例（昭和 47 年豊明市条例第 81 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出し中「定員」を「種類及び定員」に改め、同条中「定員は、181 人」を「種類は、基本団員及び機能別団員」に改め、同条に次の 4 項を加える。

- 2 基本団員は、機能別団員以外の団員とし、その定員は 181 人とする。
- 3 機能別団員は、市長が定める特定の消防事務を処理する団員とし、その定員は 30 人とする。
- 4 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 346 号。以下「政令」という。）第 4 条第 1 項第 1 号に規定する条例定員は、前 2 項の定員を合計した定員とする。
- 5 政令第 4 条第 3 項に規定する条例定員は、第 2 項の定員とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 89 号

令和 7 年度

豊明市一般会計補正予算書（第 6 号）

議案第 89 号

令和 7 年度豊明市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 7 年度豊明市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 788,868 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 31,109,650 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 7 年 11 月 26 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

歳 入 単位：千円

歳 入 単位：千円

2

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		4,583,177	86,525	4,669,702
	1 総務管理費	3,622,521	80,877	3,703,398
	2 徴税費	637,873	3,627	641,500
	3 戸籍住民基本台帳費	182,292	2,021	184,313
3 民生費		12,780,122	599,536	13,379,658
	1 社会福祉費	6,605,905	392,633	6,998,538
	2 児童福祉費	5,490,038	81,609	5,571,647
	3 生活保護費	656,179	125,294	781,473
4 衛生費		2,160,477	17,540	2,178,017
	1 保健衛生費	987,478	17,540	1,005,018
6 農林水産業費		208,208	5,760	213,968
	1 農業費	208,191	5,760	213,951
7 商工費		182,313	1,000	183,313
	1 商工費	182,313	1,000	183,313
8 土木費		4,149,493	105	4,149,598
	4 都市計画費	2,731,875	105	2,731,980
9 消防費		965,054	3,377	968,431

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 消防費	965,054	3,377	968,431
10 教育費		3,689,256	26,334	3,715,590
	1 教育総務費	1,066,521	18,205	1,084,726
	2 小学校費	1,138,286	1,851	1,140,137
	3 中学校費	330,524	828	331,352
	4 社会教育費	344,175	4,733	348,908
	5 保健体育費	809,750	717	810,467
12 公債費		1,303,166	48,691	1,351,857
	1 公債費	1,303,166	48,691	1,351,857
歳 出 合 計		30,320,782	788,868	31,109,650

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
8 土木費	4 都市計画費	都市計画事務事業	千円 3,000

変 更

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事業名	金額	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	公共施設管理事業	千円 211,896	公共施設管理事業	千円 291,953

第3表 債務負担行為補正

追 加

事業名	期 間	限 度 額
まちづくりアンケート調査業務委託事業	令和8年度	千円 2,654
こども計画策定業務委託事業	令和8年度	7,810
図書館システム更新事業	令和8年度から令和13年度まで	39,006

第4表 地方債補正
追 加

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
全国瞬時警報システム 自動起動機更新事業	千円 3,300	証書借入 又は 証券発行	4.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公 共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後にお いては、当該見直し後の利率)	政府・県・その他の金融機関については、その融資条件によ る。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、もしくは 繰上償還又は低利債に借換えることができる。
学校施設トイレ改修事業	6,400			

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
土地改良施設耐震対策事業	千円 19,400	証書借入 又は 証券発行	4.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公 共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後にお いては、当該見直し後の利率)	政府・県・その他の金融機関については、その融資条件によ る。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、もしくは 繰上償還又は低利債に借換えることができる。
起 債 の 目 的	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
土地改良施設耐震対策事業	千円 24,600	証書借入 又は 証券発行	4.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公 共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後にお いては、当該見直し後の利率)	政府・県・その他の金融機関については、その融資条件によ る。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、もしくは 繰上償還又は低利債に借換えることができる。

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

10 款 地方交付税

1 項 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計
1. 地方交付税	1,980,000	176,932	2,156,932
計	1,980,000	176,932	2,156,932

14 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 民生費国庫負担金	3,560,017	267,483	3,827,500
計	3,563,805	267,483	3,831,288

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 地方交付税	176,932	普通交付税 176,932 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 心身障害者福祉費負担金	147,456	障害者自立支援給付費等国庫負担金 97,345 増 障害児入所給付費等国庫負担金 50,111 増
2. 児童福祉費負担金	30,557	児童扶養手当負担金 1,035 増 児童手当負担金 29,522 増
3. 保育園費負担金	14,470	子どものための教育・保育給付費国庫負担金 14,470 増
4. 生活保護費負担金	75,000	生活保護費負担金 75,000 増

14 款 国庫支出金
2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 総務費国庫補助金	576,565	685	577,250
2. 民生費国庫補助金	188,166	2,165	190,331
計	1,583,934	2,850	1,586,784

14 款 国庫支出金
4 項 国庫交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
2. 民生費国庫交付金	289,937	15,523	305,460
計	484,483	15,523	500,006

15 款 県支出金
1 項 県負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 民生費県負担金	1,289,859	82,801	1,372,660

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 戸籍住民基本台帳費補助金	685	個人番号カード交付事務費補助金 685 増
1. 社会福祉費補助金	220	重層の支援体制整備事業交付金 220 増
2. 心身障害者福祉費補助金	1,945	地域生活支援事業費等補助金 1,945 増

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
2. 保育園費交付金	15,523	就学前教育・保育施設整備交付金 15,523 増

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
2. 心身障害者福祉費負担金	73,729	障害者自立支援給付費等負担金 48,673 増 障害児入所給付費等県費負担金 25,056 増
3. 児童福祉費負担金	889	児童手当県負担金 889 増

15 款 県支出金
1 項 県負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
(民生費県負担金)			
計	1, 293, 699	82, 801	1, 376, 500

15 款 県支出金
2 項 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2. 民生費県補助金	665, 045	1, 091	666, 136
9. 教育費県補助金	280, 004	1, 100	281, 104
計	1, 109, 453	2, 191	1, 111, 644

17 款 寄附金
1 項 寄附金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 一般寄附金	205, 010	9, 963	214, 973

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
4. 保育園費負担金	7, 236	施設型教育・保育給付費等県費負担金 7, 236 増
9. 後期高齢者医療保険 基盤安定負担金	947	後期高齢者医療保険基盤安定負担金 947 増

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 社会福祉費補助金	119	重層的支援体制整備事業交付金 119 増
3. 心身障害者福祉費補 助金	972	地域生活支援事業費等補助金 972 増
1. 教育振興費補助金	1, 100	アジア・フレンドシップ推進事業費補助金 1, 100

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 一般寄附金	9, 963	児童福祉費寄附金 863 環境衛生費寄附金 100

17 款 寄附金
1 項 寄附金

目	補正前の額	補 正 額	計
(一般寄附金)			
計	205,010	9,963	214,973

18 款 繰入金
1 項 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
2. 教育基金繰入金	662,000	55,000	717,000
計	2,505,547	55,000	2,560,547

18 款 繰入金
2 項 特別会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 介護保険特別会計繰入金	32,516	276	32,792
計	33,516	276	33,792

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
		教育費寄附金 6,000
		社会教育費寄附金 3,000

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 教育基金繰入金	55,000	教育基金繰入金 55,000 増

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 介護保険特別会計繰入金	276	介護保険特別会計繰入金 276 増

19 款 繰越金
1 項 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 繰越金	320,787	158,082	478,869
計	320,787	158,082	478,869

20 款 諸収入
5 項 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計
3. 雑入	480,553	2,867	483,420
計	481,056	2,867	483,923

21 款 市債
1 項 市債

目	補正前の額	補 正 額	計
2. 農林水産債	30,700	5,200	35,900
4. 消防債	9,700	3,300	13,000
6. 教育債	17,800	6,400	24,200
計	2,030,500	14,900	2,045,400

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 繰越金	158,082	前年度繰越金 158,082 増

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
5. 雑入	2,867	後期高齢者医療広域連合受託事業収入 2,867 増

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 土地改良事業債	5,200	土地改良施設耐震対策事業 5,200 増
1. 災害対策事業債	3,300	全国瞬時警報システム自動起動機更新事業 3,300
1. 学校施設改修事業債	6,400	学校施設トイレ改修事業 6,400

歳 出
2 款 総務費
1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
7. 財産管理費	714,966	80,057	795,023	12. 委託料	1,831
				14. 工事請負費	78,226
11. 市民活動推進 費	173,421	432	173,853	1. 報酬	335
				3. 職員手当等	97
13. 防犯対策費	17,092	388	17,480	1. 報酬	292
				3. 職員手当等	96
計	3,622,521	80,877	3,703,398		

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				一 般 財 源	説 明
		特 定 財 源					
		国県支出金	地方債	その他			
4 公共施設管理事業	80,057			55,000	25,057	公共施設低濃度PCB含 1,831 有物収集運搬処分委託料 遊具等改修工事 4,320 増 豊明中学校グラウンド照 13,930 明受変電設備更新工事費 勅使グラウンド照明受変 47,893 電設備等更新工事費 公共施設低濃度PCB含 12,083 有機器取替等工事費	
計	80,057			55,000	25,057		
2 都市・国際交流事業	432				432	多文化共生事務 80 増 外国語通訳報酬 255 増 会計年度任用職員期末手当 51 増 会計年度任用職員勤勉手当 46 増	
計	432				432		
1 防犯対策事業	388				388	地域安全監視員報酬 292 増 会計年度任用職員期末手当 51 増 会計年度任用職員勤勉手当 45 増	
計	388				388		
	80,877			55,000	25,877		

2 款 総務費
2 項 徴税費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 税務総務費	561,924	3,025	564,949	1. 報酬	1,388
				3. 職員手当等	207
				12. 委託料	1,430
2. 徴収費	75,949	602	76,551	1. 報酬	456
				3. 職員手当等	146
計	637,873	3,627	641,500		

2 款 総務費
3 項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 戸籍住民基本 台帳費	182,292	2,021	184,313	1. 報酬	1,587
				3. 職員手当等	434

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
3 課税計算事業	1,430				1,430	電算関係委託料 1,430 増
4 税務総務事務事業	1,595				1,595	課税資料整理事務等 1,206 増 定額減税補足給付金事務 182 増 会計年度任用職員期末手当 148 増 会計年度任用職員勤勉手当 59 増
計	3,025				3,025	
2 徴収事務事業	602				602	収納事務 456 増 会計年度任用職員期末手当 78 増 会計年度任用職員勤勉手当 68 増
計	602				602	
	3,627				3,627	

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				一 般 財 源	説 明
		特 定 財 源					
		国県支出金	地方債	その他			
3 戸籍住民基本台帳事務事業	2,021	685			1,336	住民基本台帳事務 1,587 増 会計年度任用職員期末手当 232 増 会計年度任用職員勤勉手当 202 増	
計	2,021	685			1,336		

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
計	182, 292	2, 021	184, 313		

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 社会福祉総務 費	938, 087	613	938, 700	22. 償還金、利子及 び割引料	613
2. 老人福祉費	1, 252, 043	26, 750	1, 278, 793	1. 報酬	564
				3. 職員手当等	192
				19. 扶助費	4, 469
				27. 繰出金	21, 525

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
	2,021	685			1,336	

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
2 福祉推進事業	613				613	重層的支援体制整備事業 613 交付金返還金
計	613				613	
3 老人扶助事業	4, 469				4, 469	老人保護措置費 3, 814 増 難聴高齢者補聴器購入助 655 増 成費
5 地域介護予防活動支援事業	378	122		189	67	一般介護予防事業対象者 281 増 施策業務 会計年度任用職員期末手当 52 増 会計年度任用職員勤勉手当 45 増
7 生活支援体制整備事業	378	217		87	74	生活支援体制整備業務 283 増 会計年度任用職員期末手当 51 増 会計年度任用職員勤勉手当 44 増
8 介護保険特別会計繰出事業	21, 525				21, 525	現年度分介護給付費繰出 18, 750 増 金 事務費繰出金 2, 775 増

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 心身障害者福祉費	2, 310, 706	345, 606	2, 656, 312	19. 扶助費	301, 398
				22. 償還金、利子及び割引料	44, 208
4. 福祉医療費	950, 216	570	950, 786	22. 償還金、利子及び割引料	570
5. 後期高齢者医療費	1, 154, 853	19, 094	1, 173, 947	12. 委託料	4, 152
				18. 負担金、補助及び交付金	13, 355
				27. 繰出金	1, 587
計	6, 605, 905	392, 633	6, 998, 538		

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
計	26,750	339		276	26,135	
1 心身障害児者福祉推進事業	44,208				44,208	障害者自立支援給付費負 44,208 担金等返還金
2 心身障害児者扶助事業	301,398	224,102			77,296	訓練等給付費 77,281 増 介護給付費 95,325 増 地域生活支援費 6,486 増 施設入所支援費 22,084 増 心身障がい児通所・居 100,222 増 宅サービス事業費
計	345,606	224,102			121,504	
1 福祉医療事業	570				570	未熟児養育医療給付費負 570 担金返還金
計	570				570	
1 後期高齢者医療事業	14,942	947			13,995	後期高齢者医療療養給付 13,355 増 費負担金 後期高齢者医療事務費繰 324 増 出金 後期高齢者医療保険基盤 1,263 増 安定繰出金
2 後期高齢者健康診査等事業	4,152			2,867	1,285	後期高齢者健診委託料 4,152 増
計	19,094	947		2,867	15,280	
	392,633	225,388		3,143	164,102	

3 款 民生費
2 項 児童福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 児童福祉総務費	2, 024, 521	21, 673	2, 046, 194	1. 報酬	1, 493
				3. 職員手当等	705
				8. 旅費	16
				17. 備品購入費	900
				19. 扶助費	9, 275
				22. 償還金、利子及び割引料	9, 284
2. 保育園費	3, 465, 517	59, 936	3, 525, 453	10. 需用費	5, 000
				賄材料費	5, 000
				18. 負担金、補助及び交付金	35, 060
				22. 償還金、利子及び割引料	19, 876
計	5, 490, 038	81, 609	5, 571, 647		

3 款 民生費
3 項 生活保護費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 生活保護総務費	27, 746	25, 294	53, 040	22. 償還金、利子及び割引料	25, 294

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
3 児童福祉事務事業	21, 673	31, 446		863	-10, 636	家庭相談員報酬 451 増 子育て支援センター業務 734 増 児童手当等業務 148 増 不登校総括支援員業務 160 増 会計年度任用職員期末手当 377 増 会計年度任用職員勤勉手当 328 増 会計年度任用職員費用弁償 16 増 備品購入費 900 増 児童手当費 6, 170 増 児童扶養手当費 3, 105 増 子ども・子育て支援交付金等返還金 9, 284
計	21, 673	31, 446		863	-10, 636	
2 保育事業	59, 936	37, 229			22, 707	賄材料費 5, 000 増 認可保育所等整備補助金 15, 338 増 施設型・地域型保育給付 19, 722 増 費 子どものための教育・保 19, 876 育給付交付金等返還金
計	59, 936	37, 229			22, 707	
	81, 609	68, 675		863	12, 071	

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 生活保護事業	25, 294				25, 294	生活保護費国庫負担金等 25, 294 返還金

3 款 民生費

3 項 生活保護費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 扶助費	628,433	100,000	728,433	19. 扶助費	100,000
計	656,179	125,294	781,473		

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
計	25,294				25,294	
1 扶助事業	100,000	75,000			25,000	医療扶助費 100,000 増
計	100,000	75,000			25,000	
	125,294	75,000			50,294	

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 保健衛生総務費	144,963	352	145,315	22. 償還金、利子及び割引料	352
2. 母子保健費	320,965	562	321,527	22. 償還金、利子及び割引料	562
3. 健康推進費	304,572	16,313	320,885	1. 報酬	393
				3. 職員手当等	176
				22. 償還金、利子及び割引料	15,744

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				一 般 財 源	説 明
		特 定 財 源					
		国県支出金	地方債	その他			
2 保健衛生事業	352				352	予防接種健康被害給付費返還金 352	
計	352				352		
1 母子保健活動事業	562				562	母子保健衛生費補助金返還金 562	
計	562				562		
2 成人予防接種事業	5,365				5,365	成人予防接種事務 393 増 会計年度任用職員期末手当 96 増 会計年度任用職員勤勉手当 80 増 風しん対策事業費等補助金返還金 1,152 新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金返還金 3,644	

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(健康推進費)					
4. 環境衛生費	176,436	100	176,536	17. 備品購入費	100
6. 休日診療所運 営費	23,820	213	24,033	1. 報酬	213
計	987,478	17,540	1,005,018		

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
5. 農地費	108,131	5,760	113,891	18. 負担金、補助及 び交付金	5,760
計	208,191	5,760	213,951		

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
3 新型コロナウイルス 予防接種事業	10,948				10,948	新型コロナウイルス対策事業費等 10,948 負担金等返還金
計	16,313				16,313	
1 環境衛生事業	100			100		環境衛生用備品購入費 100 増
計	100			100		
1 休日診療所 運営事業	213				213	休日診療所嘱託員報酬 53 増 休日診療業務 160 増
計	213				213	
	17,540			100	17,440	

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 土地改良事業	5,760		5,200		560	県営土地改良施設耐震対策事業等負担金 5,760 増
計	5,760		5,200		560	
	5,760		5,200		560	

7 款 商工費
1 項 商工費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 商工振興費	102,649	1,000	103,649	18. 負担金、補助及 び交付金	1,000
計	182,313	1,000	183,313		

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 商工業振興補助事業	1,000				1,000	とよあけ事業者応援選べ 1,000 増る補助金
計	1,000				1,000	
	1,000				1,000	

8 款 土木費
4 項 都市計画費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
5. 都市下水路費	482,466	105	482,571	18. 負担金、補助及 び交付金	105
計	2,731,875	105	2,731,980		

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
		特 定 財 源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 下水道事業 会計繰出事業	105				105	他会計補助金 105 増
計	105				105	
	105				105	

9 款 消防費
1 項 消防費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
4. 災害対策費	47,046	3,377	50,423	14. 工事請負費	3,377
計	965,054	3,377	968,431		

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
		特 定 財 源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 災害対策事 務事業	3,377		3,300		77	全国瞬時警報システム自 3,377 動起動機更新工事費
計	3,377		3,300		77	
	3,377		3,300		77	

10 款 教育費
1 項 教育総務費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 教育振興費	876,653	18,205	894,858	1. 報酬	14,154
				3. 職員手当等	1,851
				14. 工事請負費	2,200
計	1,066,521	18,205	1,084,726		

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 教育振興事業	136			6,000	-5,864	小中学校英語指導助手業務 109 増 会計年度任用職員期末手当 15 増 会計年度任用職員勤勉手当 12 増
3 教育相談事業	1,924				1,924	教育相談員報酬 444 増 適応指導業務 1,480 増
4 教育振興事務事業	13,651				13,651	学校教育指導員報酬 339 増 学校図書館業務 926 増 教員補助業務 2,006 増 養護教員補助業務 432 増 特別支援教育支援業務 6,024 増 定住外国人日本語教育推進事業業務 830 増 教員業務支援員報酬 1,270 増 会計年度任用職員期末手当 1,824 増
5 放課後育成事業	2,494				2,494	勤労会館等業務 294 増 勤労会館駐車場工事費 2,200
計	18,205			6,000	12,205	
	18,205			6,000	12,205	

10 款 教育費
2 項 小学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 学校管理費	1,071,409	1,851	1,073,260	1. 報酬	1,785
				3. 職員手当等	66
計	1,138,286	1,851	1,140,137		

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
2 小学校管理 事務事業	1,851		6,400		-4,549	学校用務員業務 1,441 増 給食配膳業務 344 増 会計年度任用職員期末手 35 増 当 会計年度任用職員勤勉手 31 増 当
計	1,851		6,400		-4,549	
	1,851		6,400		-4,549	

10 款 教育費
3 項 中学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 学校管理費	278,025	828	278,853	1. 報酬	828
計	330,524	828	331,352		

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 中学校管理 事務事業	828				828	学校用務員業務 622 増 給食配膳業務 206 増
計	828				828	
	828				828	

10 款 教育費
4 項 社会教育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 社会教育総務 費	54,493	186	54,679	1. 報酬	142
				3. 職員手当等	44

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
2 社会教育活動事業	186				186	社会教育等業務 142 増 会計年度任用職員期末手当 24 増 会計年度任用職員勤勉手当 20 増

10 款 教育費
4 項 社会教育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 公民館費	24, 518	407	24, 925	1. 報酬	407
3. 図書館費	130, 683	835	131, 518	1. 報酬	835
4. 文化財保護費	9, 743	3, 000	12, 743	10. 需用費 消耗品費 印刷製本費 14. 工事請負費	534 194 340 2, 466
5. 市史編さん費	4, 637	305	4, 942	1. 報酬 3. 職員手当等	274 31
計	344, 175	4, 733	348, 908		

単位：千円

単位：円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
計	186				186	
2 公民館維持 管理事業	407				407	南部公民館受付等業務 407 増
計	407				407	
2 図書館活動 事業	835				835	司書業務等 835 増
計	835				835	
1 文化財保護 事業	3, 000			3, 000		消耗品費 194 増 印刷製本費 340 増 大狭間湿地整備工事費 2, 466
計	3, 000			3, 000		
1 市史編さん 事業	305				305	社会教育指導員報酬 192 増 市史編集業務 82 増 会計年度任用職員期末手 当 17 増 会計年度任用職員勤勉手 当 14 増
計	305				305	
	4, 733			3, 000	1, 733	

10 款 教育費
5 項 保健体育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 学校給食費	678,626	717	679,343	1. 報酬	708
				8. 旅費	9
計	809,750	717	810,467		

12 款 公債費
1 項 公債費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 元金	1,262,224	38,955	1,301,179	22. 償還金、利子及 び割引料	38,955
2. 利子	40,942	9,736	50,678	22. 償還金、利子及 び割引料	9,736
計	1,303,166	48,691	1,351,857		

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
2 給食センタ ー活動事業	717	1,100			-383	給食調理洗浄業務 708 増 会計年度任用職員費用弁 9 増 償
計	717	1,100			-383	
	717	1,100			-383	

単位：千円

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 公債費元金 償還事業	38,955				38,955	長期債元金 38,955 増
計	38,955				38,955	
1 公債費利子 償還事業	9,736				9,736	長期債利子 9,736 増
計	9,736				9,736	
	48,691				48,691	

議案第 9 0 号

令和 7 年度

豊明市国民健康保険特別会計補正予算書（第 2 号）

議案第 9 0 号

令和 7 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度豊明市の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 1 , 6 7 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 , 7 5 9 , 4 7 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歲入

單位：千元

[illegible]

歲出

単位：千円

[illegible]

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

2 款 国庫支出金

1 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
3. 子ども・子育て支援金制度システム整備費等補助金	0	11,671	11,671
計	1	11,671	11,672

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 子ども・子育て支援金制度システム整備費等補助金	11,671	子ども・子育て支援金制度システム整備費等 11,671 補助金

歳 出
1 款 総務費
2 項 徴税費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 賦課徴収費	17,006	11,671	28,677	12. 委託料	11,671
計	17,006	11,671	28,677		

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 賦課徴収事業	11,671	11,671				電算関係委託料 11,671 増
計	11,671	11,671				
	11,671	11,671				

議案第 9 1 号

令和 7 年度

豊明市介護保険特別会計補正予算書（第 2 号）

議案第 9 1 号

令和 7 年度豊明市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度豊明市の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 8 6 , 0 9 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 , 8 9 8 , 4 8 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		1,035,026	22,500	1,057,526
	1 国庫負担金	945,801	22,500	968,301
4 支払基金交付金		1,458,553	40,500	1,499,053
	1 支払基金交付金	1,458,553	40,500	1,499,053
5 県支出金		788,887	26,250	815,137
	1 県負担金	762,401	26,250	788,651
7 繰入金		1,147,745	21,525	1,169,270
	1 一般会計繰入金	908,255	21,525	929,780
8 繰越金		1	75,324	75,325
	1 繰越金	1	75,324	75,325
歳 入 合 計		5,712,390	186,099	5,898,489

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		182,095	2,775	184,870
	1 総務管理費	120,354	338	120,692
	3 介護認定審査会費	56,795	2,437	59,232
2 保険給付費		5,279,365	150,000	5,429,365
	1 介護サービス等諸費	4,837,277	150,000	4,987,277
7 諸支出金		34,418	33,324	67,742
	1 償還金及び還付加算金	1,902	33,048	34,950
	2 繰出金	32,516	276	32,792
歳 出 合 計		5,712,390	186,099	5,898,489

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
自治体情報システム標準化対応業務事業	令和8年度から令和9年度まで	千円 9,680
第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定 業務委託事業	令和8年度	4,851

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

3 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 介護給付費負担金	945,801	22,500	968,301
計	945,801	22,500	968,301

4 款 支払基金交付金

1 項 支払基金交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 介護給付費交付金	1,419,124	40,500	1,459,624
計	1,458,553	40,500	1,499,053

5 款 県支出金

1 項 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 介護給付費負担金	762,401	26,250	788,651
計	762,401	26,250	788,651

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	22,500	現年度分介護給付費負担金 22,500 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	40,500	現年度分介護給付費交付金 40,500 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	26,250	現年度分介護給付費負担金 26,250 増

7 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 介護給付費繰入金	657,000	18,750	675,750
4. その他一般会計繰入金	179,025	2,775	181,800
計	908,255	21,525	929,780

8 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 繰越金	1	75,324	75,325
計	1	75,324	75,325

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 現年度分	18,750	現年度分介護給付費繰入金 18,750 増
2. 事務費繰入金	2,775	事務費繰入金 2,775 増

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 繰越金	75,324	繰越金 75,324 増

歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 一般管理費	119,954	338	120,292	1. 報酬	254
				3. 職員手当等	84
計	120,354	338	120,692		

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
2 一般管理事務事業	338			338		介護報酬点検等事務 254 増 会計年度任用職員期末手当 45 増 会計年度任用職員勤勉手当 39 増
計	338			338		
	338			338		

1 款 総務費

3 項 介護認定審査会費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 認定調査等費	41,371	2,437	43,808	1. 報酬	1,152
				12. 委託料	1,285
計	56,795	2,437	59,232		

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 認定調査等 事業	2,437			2,437		要介護認定調査業務 1,152 増 意見書作成料支払委託料 1,285 増
計	2,437			2,437		
	2,437			2,437		

2 款 保険給付費

1 項 介護サービス等諸費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
5. 施設介護サービス給付費	1,760,838	150,000	1,910,838	18. 負担金、補助及び交付金	150,000

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 施設介護サービス給付事業	150,000	48,750		59,250	42,000	施設介護サービス給付 150,000 増費
計	150,000	48,750		59,250	42,000	

2 款 保険給付費

1 項 介護サービス等諸費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
計	4,837,277	150,000	4,987,277		

7 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 償還金	301	33,048	33,349	22. 償還金、利子及 び割引料	33,048
計	1,902	33,048	34,950		

7 款 諸支出金

2 項 繰出金

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 他会計繰出金	32,516	276	32,792	27. 繰出金	276
計	32,516	276	32,792		

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
	150,000	48,750		59,250	42,000	

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 返還事業	33,048				33,048	返還金 33,048 増
計	33,048				33,048	
	33,048				33,048	

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 一般会計繰出事業	276				276	重層的支援体制整備事業 繰出金 276 増
計	276				276	
	276				276	

議案第 9 2 号

令和 7 年度

豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算書（第 1 号）

議案第 9 2 号

令和 7 年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度豊明市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 0, 2 4 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 4 6 8, 4 4 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入		単位：千円		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療 保険料		1, 225, 370	15, 796	1, 241, 166
	1 後期高齢者医療 保険料	1, 225, 370	15, 796	1, 241, 166
2 繰入金		220, 193	1, 587	221, 780
	1 一般会計繰入金	220, 193	1, 587	221, 780
5 国庫支出金		0	2, 860	2, 860
	1 国庫補助金	0	2, 860	2, 860
歳 入 合 計		1, 448, 200	20, 243	1, 468, 443

歳 出		単位：千円		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		25, 880	3, 184	29, 064
	1 総務管理費	11, 135	324	11, 459
	2 徴収費	8, 052	2, 860	10, 912
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		1, 420, 525	17, 059	1, 437, 584
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	1, 420, 525	17, 059	1, 437, 584
歳 出 合 計		1, 448, 200	20, 243	1, 468, 443

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

1 款 後期高齢者医療保険料

1 項 後期高齢者医療保険料

目	補正前の額	補正額	計
1. 特別徴収保険料	671,850	-30,406	641,444
2. 普通徴収保険料	553,520	46,202	599,722
計	1,225,370	15,796	1,241,166

2 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 事務費繰入金	25,266	324	25,590
2. 保険基盤安定繰入金	194,927	1,263	196,190
計	220,193	1,587	221,780

5 款 国庫支出金

1 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 子ども・子育て支援金制度システム整備費等補助金	0	2,860	2,860
計	0	2,860	2,860

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 特別徴収保険料	-30,406	現年度分 30,406 減
1. 普通徴収保険料	46,202	現年度分 46,202 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 事務費繰入金	324	事務費繰入金 324 増
1. 保険基盤安定繰入金	1,263	保険基盤安定繰入金 1,263 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 子ども・子育て支援金制度システム整備費等補助金	2,860	子ども・子育て支援金制度システム整備費等 2,860 補助金

歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 一般管理費	11,135	324	11,459	1. 報酬	244
				3. 職員手当等	80
計	11,135	324	11,459		

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 一般管理事務事業	324			324		後期高齢者医療事務 244 増 会計年度任用職員期末手当 43 増 会計年度任用職員勤勉手当 37 増
計	324			324		
	324			324		

1 款 総務費

2 項 徴収費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 徴収費	8,052	2,860	10,912	12. 委託料	2,860
計	8,052	2,860	10,912		

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 徴収事業	2,860	2,860				電算関係委託料 2,860 増
計	2,860	2,860				
	2,860	2,860				

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金

1 項 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 後期高齢者医療広域連合納付金	1,420,525	17,059	1,437,584	18. 負担金、補助及び交付金	17,059
計	1,420,525	17,059	1,437,584		

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金事 業	17,059			1,263	15,796	後期高齢者医療広域連合 17,059 増 負担金
計	17,059			1,263	15,796	
	17,059			1,263	15,796	

議案第 9 3 号

令和 7 年度

豊明市下水道事業会計補正予算書（第 2 号）

議案第 9 3 号

令和 7 年度豊明市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度豊明市下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 7 年度豊明市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 下水道事業収益	1,311,725 千円	△19,895 千円	1,291,830 千円
第 2 項 営業外収益	636,845 千円	△19,895 千円	616,950 千円
支 出			
第 1 款 下水道事業費用	1,261,725 千円	△19,895 千円	1,241,830 千円
第 1 項 営業費用	1,202,498 千円	△19,895 千円	1,182,603 千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3 4 0, 0 1 3 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 6, 6 7 1 千円、過年度分損益勘定留保資金 1 5 4, 9 7 1 千円及び減債積立金 1 7 8, 3 7 1 千円で補てんするものとする。」に改める。

予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 資本的収入	318,618 千円	20,000 千円	338,618 千円
第 4 項 国庫補助金	12,300 千円	20,000 千円	32,300 千円
支 出			
第 1 款 資本的支出	658,631 千円	20,000 千円	678,631 千円
第 1 項 建設改良費	243,875 千円	20,000 千円	263,875 千円

(議会の議決を得なければ流用することができない経費)

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	62,585 千円	105 千円	62,690 千円

(他会計からの補助金)

第5条 予算第9条中「291,062千円」を「291,167千円」に改める。

令和7年11月26日提出

豊明市長 小 浮 正 典

令和 7 年度豊明市下水道事業会計補正予算（第 2 号）実施計画

収益的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道事業 収 益			1, 311, 725	△ 19, 895	1, 291, 830	
	2 営業外収益		636, 845	△ 19, 895	616, 950	
		3 他会計補助金	291, 062	105	291, 167	
		4 補 助 金	23, 500	△ 20, 000	3, 500	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道事業 費 用			1, 261, 725	△ 19, 895	1, 241, 830	
	1 営業費用		1, 202, 498	△ 19, 895	1, 182, 603	
		1 管 き よ 費	134, 237	△ 20, 000	114, 237	
		4 総 係 費	114, 036	105	114, 141	

令和 7 年度豊明市下水道事業会計補正予算（第 2 号）実施計画

資本的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的收入			318,618	20,000	338,618	
	4 国庫補助金		12,300	20,000	32,300	
		1 国庫補助金	12,300	20,000	32,300	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的支出			658,631	20,000	678,631	
	1 建設改良費		243,875	20,000	263,875	
		1 管きよ建設改良費	218,875	20,000	238,875	

給 与 費 明 細 書

1 総括

区分		職員数		給与費				法定 福利費 (千円)	合計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	0	(2) 6	1,261	22,918	15,960	40,139	11,559	51,698
	資本勘定 支弁職員	0	1	0	4,606	3,917	8,523	2,469	10,992
	合 計	0	7	1,261	27,524	19,877	48,662	14,028	62,690
補正前	損益勘定 支弁職員	0	(1) 6	1,156	22,918	15,960	40,034	11,559	51,593
	資本勘定 支弁職員	0	1	0	4,606	3,917	8,523	2,469	10,992
	合 計	0	7	1,156	27,524	19,877	48,557	14,028	62,585
比 較	損益勘定 支弁職員	0	(1) 0	105	0	0	105	0	105
	資本勘定 支弁職員	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	0	105	0	0	105	0	105

() 内は、会計年度任用職員について外書きしたものである。

手 当 の 内 訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	超過勤務 手 当 (千円)	管理職 手 当 (千円)	管理職特別 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補正後	588	3,527	336	595		700	1,269	24	6,497	5,377	
	補正前	588	3,527	336	595		700	1,269	24	6,497	5,377	
	比 較	0	0	0	0		0	0	0	0	0	

令和7年度豊明市下水道事業会計補正予算（第2号）事項別明細書

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節	金額	説明
1 下水道事業収益			1,311,725	△ 19,895	1,291,830			
	2 営業外収益		636,845	△ 19,895	616,950			
		3 他会計補助金	291,062	105	291,167	1 他会計補助金	105	一般会計補助金 105
		4 補助金	23,500	△ 20,000	3,500	1 国庫補助金	△ 20,000	官民連携等基盤強化推進事業 △ 20,000

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節	金額	説明
1 下水道事業費用			1,261,725	△ 19,895	1,241,830			
	1 営業費用		1,202,498	△ 19,895	1,182,603			
		1 管きよ費	134,237	△ 20,000	114,237	14 委託料	△ 20,000	管きよ設計等委託料 △ 20,000
		4 総係費	114,036	105	114,141	5 報酬	105	会計年度任用職員報酬 105

令和7年度豊明市下水道事業会計補正予算（第2号）事項別明細書

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節	金額	説明
1 資本的収入			318,618	20,000	338,618			
	4 国庫補助金		12,300	20,000	32,300			
		1 国庫補助金	12,300	20,000	32,300			
						1 国庫補助金	20,000	官民連携等基盤強化推進事業 20,000

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節	金額	説明
1 資本的支出			658,631	20,000	678,631			
	1 建設改良費		243,875	20,000	263,875			
		1 管きょ建設改良費	218,875	20,000	238,875			
						19 負担金	20,000	共同化負担金 20,000